

# 2018 年 期 実務補習所 考査問題

## 【監査に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。  
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。  
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<監査手続総論>

**問** 以下は監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」からの抜粋である。空欄①～⑭に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・「不正」－不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による（ ① ）な行為をいう。
- ・不正には、（ ② ）（いわゆる粉飾）と（ ③ ）がある。監査人は、不正の発生が疑われる場合や、まれに不正の発生を識別した場合においても、不正の発生に関する法的判断は行わない。
- ・（ ② ）は、経営者による（ ④ ）の無効化を伴うことが多い。  
経営者は、以下のような方法を用いて（ ④ ）を無効化し、不正を行うことがある。  
(以下、抜粋)
  - ・ 経営成績の改ざん等の目的のために架空の仕訳入力（特に（ ⑤ ））を行う。
  - ・（ ⑥ ）に使用される仮定や判断を不適切に変更する。
- ・監査人は、（ ⑦ ）を得るために、経営者が（ ④ ）を無効化するリスクを考慮するとともに、誤謬を発見するために有効な監査手続が不正を発見するためには有効でない可能性があるということ認識し、監査の過程を通じて（ ⑧ ）を保持する責任がある。
- ・監査人は、識別した不正リスク要因を考慮し、（ ⑨ ）レベル及び（ ⑩ ）・レベルの二つのレベルで不正による重要な虚偽表示リスクを評価しなければならない。
- ・監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクを、（ ⑪ ）リスクとして取り扱わなければならない。そのため、監査人は当該リスクに関連する統制活動を含む（ ④ ）を理解しなければならない
- ・監査人は、監査基準委員会報告書330第27項に要求している評価した重要な虚偽表示リスクに応じた対応についての監査調書に以下の事項を記載しなければならない。

評価した重要な虚偽表示リスクに応じた対応についての監査調書に記載しなければならない事項	
(1)	（ ⑨ ）レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応、及び実施した（ ⑫ ）の種類、時期及び範囲
(2)	（ ⑩ ）・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクと実施した（ ⑫ ）の関連性
(3)	（ ⑬ ）の結果（経営者による（ ④ ）を無効化するリスクに対応するために実施した（ ⑬ ）を含む)

- ・監査人は、（ ⑭ ）に関係する不正による重要な虚偽表示リスクがないと判断した場合には、監査調書にその理由を記録しなければならない。

**問** 以下は監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」付録 2 からの抜粋である。空欄①～⑥に当てはまる適切な語句を以下の語群より選び、選んだカタカナを答えなさい。

《1》

- ・ 予告なしに事業所を往査するか、又は特定の監査手続を実施する。例えば、前もって監査人が参加することが伝えられていない事業所の実地棚卸立会を実施する、又は（ ① ）で現金を実査する。
- ・ 期末の（ ② ）を詳細に検討し、取引内容や金額について通例でないと思われる全ての仕訳を調査する。
- ・ 各種データを使用して（ ③ ）を実施する。例えば、売上高と売上原価について地域別、事業セグメント別又は月別に、監査人が算出した推定値と比較する。

《2》

《(1) 収益認識》

- ・ 各種データを利用して、収益に関する（ ③ ）を実施する。例えば、月別及び製品別又は事業セグメント別に、当年度の収益を前年度の収益と比較する。（ ④ ）は、通例でない又は予期せぬ収益間の関係や取引の識別に有用な場合がある。
- ・ 期末日に複数の事業所を往査し、出荷準備が完了した若しくは返品処理待ちの商品を観察する、又は売上や棚卸資産の（ ⑤ ）手続を実施する。

《(2) 棚卸数量》

- ・ 実地棚卸の結果を検証するために、（ ④ ）を利用する（例えば、タグ・コントロールを検証するために棚札番号順に並べる、又は品目の脱落や重複の可能性を検証するために項目番号順に並べる。）。

《(3) （ ⑥ ）》

- ・ 経営者から独立した専門家に依頼し、（ ⑥ ）と比較する。

語句			
ア	勘定分析	ケ	電子監査証拠
イ	立会	コ	修正仕訳
ウ	カットオフ	サ	経営者の見積り
エ	証憑突合	シ	抜打ち
オ	CAAT	ス	実査
カ	内部統制の有効性	セ	関連当事者
キ	分析的手続	ソ	分析の実証手続
ク	アサーション	タ	不正

**問** A社の監査チームは、従来、以下のような監査手続を実施していたが、当期の監査において不正な財務報告についてのリスクが高いと評価された。それぞれの監査手続についてどのような変更が考えられるか述べなさい。なお、クライアントの決算月は3月である。

- (ア) 建設部門の工事完成基準を採用している売上の手続において、期末月に完成した物件のうち金額上位 3 件を抽出し、現場に事前通知を行った上で期末日前に視察を実施している。
- (イ) 製品販売部門の売掛金の確認において、確認再調整手続及び未回答の代替的な手続として、基本契約書、出荷指図書を検証している。
- (ウ) 現金実査については本社の現金のみを決算日に実施しており、支店の現金実査は行っていない。
- (エ) 製品販売部門の外部倉庫にある棚卸資産について、分析の実証手続を実施している。
- (オ) 製造部門の生産設備の建設仮勘定について、内訳明細を通読し、当期中に本格稼働している設備が期末日において建設仮勘定に残っていないかどうかを検討している。

**問** 下記の文章を読み、以下の問に答えなさい。

(1) 1～15 の空欄を埋めなさい。

① 監査リスク

監査人が財務諸表の [ 1 ] を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは [ 2 ] と [ 3 ] の二つから構成される。

② 内部統制

内部統制は企業の財務報告の [ 4 ] を確保し、事業経営の有効性と効率性及び事業経営に係る [ 5 ] を促すという企業目的を達成するために、取締役会、経営者及びその他の企業構成員により [ 6 ] されているプロセスをいう。

③ 監査要点

監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、 [ 7 ]、 [ 8 ]、権利と義務の帰属、 [ 9 ]、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

④ リスク評価手続

内部統制を含む、企業及び [ 10 ] を理解し、不正か誤謬かを問わず、 [ 11 ] レベルの重要な虚偽表示リスクと、 [ 12 ] ・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために実施する監査手続をいう。

⑤ リスク対応手続

監査リスクを [ 13 ] に抑えるために、識別し評価した [ ] ・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、 [ 14 ] と [ 15 ] で構成する。

(2) 監査リスクについて以下の問に答えなさい。

監査リスクを構成要素のうち、監査人が決定する要素は [ 3 ] であるが、監査人が決定するのが当該要素のみである理由について述べなさい。

(3) 監査基準に定められている以下の事項は何か答えなさい。

監査人が、監査を行うにあたり、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至る監査の全過程において、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、特に強調して求められているもの。

**問** 下記は、「監査基準 第三 実施基準」の抜粋です。以下の問いに答えなさい。

二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと⑥監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における⑥重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。  
(中略)
- 8 監査人は監査計画の前提として [ Y ] 場合、あるいは監査の実施過程で [ X ] 場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

(1) 下線部④について、以下の間に答えなさい。

- ① 監査人が重要性の基準値を決定する際、通常は指標を選択し、その指標に対して特定の割合を乗じて算定を行う。適切な指標の識別に影響を与える要因について以下の文章に当てはまる用語を答えなさい。
- ・ 財務諸表の
  - ・ 当該企業の  が特に注目する傾向にある項目の有無
  - ・ 企業の  の特性及び企業が属する産業や経済環境
  - ・ 企業の所有構造と  の方法
  - ・ 選択した指標の相対的な安定性
- ② 「手続実施上の重要性」が重要性の基準値よりも低い金額で設定される理由を答えなさい。
- ③ 重要性の概念は職業的専門家としての判断基準であり、監査の初期から意見形成までの全過程を通じて使用されるが、特に考慮される場面について3つ答えなさい。

(2) 下線部⑥について、以下の間に答えなさい。

① 「重要な虚偽表示リスク」を分類すると下記の表となる。下記の空欄を埋めなさい。

重要な虚偽表示リスクの分類			
ア の リ ス ク	重 要 な 虚 偽 表 示 リ ス ク	の重要な虚偽表示リスク	
		<input type="text"/> ・レベルの 重要な虚偽表示リスク	イ を 必要とするリスク
			ウ のみでは十分か つ適切な監査証拠を入手で きないリスク
		その他	エ への依拠 依拠しない
財務諸表の重要な虚偽表示リスクにつながらないリスク			

② 「重要な虚偽表示リスク」のうち、㉞のリスクに関する以下の記述について、正しいと考える場合には○、誤っていると考えられる場合には×を回答欄に記入しなさい。誤っているとした場合には、その理由も答えなさい。

- A 収益認識に関しては不正リスクがあると推定される。不正リスクは㉞のリスクに該当するため、実務上、収益認識については常に㉞のリスクに該当するものと判断できる。
- B ㉞のリスクに当たるかの考慮事項としては、取引の複雑性や企業の通常取引過程から外れた取引、重要な通例でない取引等が挙げられる。これらの取引は定型的なプロセスからは外れており通常の内部統制では対応できないことが想定されるため、リスク対応手続として内部統制は評価せず、証明力の強い実証手続のみで対応する必要がある。
- C ㉞のリスクが識別された場合、監査人はそのリスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。㉞のリスクの中には収益認識に関する不正リスクのような広範な取引が対象となるケースがあるが、当該ケースにおいて実証手続のみで監査証拠を得ようとする場合、分析的実証手続のみを用いて監査証拠を得ることが効率的であると考えられる。

(3) 監査計画の修正について、文中の㉘、㉙に入る文言を埋めなさい。

**問** 以下の監査基準の「第三 実施基準」の抜粋について以下の空欄①～⑩にあてはまる適切な語句を以下の語群から選び、選んだカタカナを答えなさい。

### 一 基本原則

- 1 監査人は、( ① ) を合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、( ② ) の水準を決定するとともに、( ③ ) を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 2 監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する( ④ ) 等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。
- 3 監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、( ⑤ )、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
- 4 監査人は、( ⑥ ) を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。
- 5 監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、( ⑦ ) 及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

### 二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、( ① ) と( ③ ) を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、( ⑧ ) の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企業環境に内在する( ④ ) 等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の( ⑨ ) 及び( ② ) の水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。
- 5 監査人は、( ⑩ ) や収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。
- 6 監査人は、企業が利用する( ⑧ ) が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。

### 【語群】

ア：発見リスク	イ：委託業務	ウ：会計基準
エ：実在性	オ：監査リスク	カ：十分かつ適切な監査証拠
キ：運用状況の評価手続	ク：リスクの識別及び評価	ケ：適切性
コ：合理的な基礎	サ：リスク評価手続	シ：監査上の重要性
ス：内部統制の理解	セ：情報技術	ソ：全社的な内部統制
タ：リスク対応手続	チ：事業上のリスク	ツ：正確性
テ：会計上の見積り	ト：不正	ナ：整備状況の評価手続



**問** 以下の監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」をベースにした記載を読み、空欄①～④に当てはまる適切な語句を答えなさい。

監査人は、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応するため、リスク対応手続を立案し、実施する。リスク対応手続は、（ ① ）と（ ② ）で構成される。

さらに、（ ② ）は、重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成される。

- a. （ ③ ）（取引種類、勘定残高、開示等に関して実施する。）
- b. （ ④ ）

**問** リスク評価手続の結果、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが認識されたときに採るべき対応を「全般的な対応」と言う。監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」で例示されているうち、4つを挙げなさい。

**問** 監査基準委員会報告書 330 第 17 項において、重要な取引種類・勘定残高・開示等については、監査アプローチの如何に関わらず、必ず実証手続を行わなければならないとされています。この背景として挙げられる理由 2つを挙げなさい。

**問** 下記の監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」をベースにした記載を読み、空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

運用評価手続の範囲は、以下の要素を考慮して決められる。

- a. 依拠する期間における内部統制の（ ① ）
- b. 監査対象期間のうち監査人が有効に運用されている内部統制に依拠する期間
- c. 内部統制の（ ② ）
- d. アサーション・レベルでの内部統制の運用状況の有効性について入手された監査証拠の（ ③ ）及び（ ④ ）
- e. アサーションに関連した別の内部統制について実施した運用評価手続から入手した（ ⑤ ）の程度

**問** 監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」は、監査の過程で識別した虚偽表示が監査に与える影響と、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する際の実務上の指針となるものである。これに関連した以下の設問に答えなさい。

- (1) 監査人は、監査の進捗に伴い識別した虚偽表示に応じて、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうか判断しなければならないとされている。どのような場合（2 ケース）が該当するか、説明しなさい。
- (2) 監査人は、集計しても明らかに財務諸表に重要な影響を与えないと想定する虚偽表示の金額を「明らかに僅少」な額として定める場合がある。この場合の「明らかに僅少」とはどのようなものを指すか、説明しなさい。
- (3) 監査人が、集計した未修正の虚偽表示が及ぼす影響を検討する際に踏むステップを 4 段階に分けて説明しなさい。
- (4) 監査人は、経営者に、未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての財務諸表に対して重要性がないと判断しているかどうかについて、経営者確認書に記載することを求めなければならない。この理由について説明しなさい。

**問** あなたは3月決算の自動車部品製造業の会社である(株)CPAの2019年3月期の決算監査(2019年4月20日～)に1年目のスタッフとして来ています。監査チームの構成は、業務執行社員、主査、先輩スタッフ、あなたの4名です。  
決算監査初日に主査からあなたに以下のような作業分担が振られました。

作業概要	作業内容詳細	備考
議事録レビュー	■ 2018年4月以降開催の取締役会議事録をレビューする。	—
内部統制調書の更新	■ 2018年3月期の内部統制の評価調書からの変更点がないかを会社の担当者に質問する。	—
重要性の基準値の算出	■ 会社から入手した2019年3月期の貸借対照表、損益計算書を基に、重要性の基準値を算出する。	期中の監査手続は2018年3月期の監査における重要性の基準値を利用していた。
会議への出席と議事録の作成	■ 2019年4月30日に予定している社長とのディスカッションへの出席と議事録取り。	毎年1回、決算監査中に社長とディスカッションをしている。
現金預金の実証手続	■ ～詳細省略～	—
固定資産の減損にかかる実証手続	■ ～詳細省略～	—
売掛金の残高確認差異分析	■ 2018年12月末基準日の売掛金の残高確認状の差異分析 ■ 2018年12月末～2019年3月末の残余期間に対する追加手続	例年この会社は期末日の3ヶ月前に残高確認を実施している。

また、主査は決算監査の初日に(株)CPAについての重要な虚偽表示リスクの評価について、以下のように口頭で教えてくれました。

「この会社の特別な検討を必要とするリスクは、売掛金/売上高の実在性、期間帰属の適切性だけです。基準で収益認識には不正リスクがあると推定されるとされていますので機械的にそうしています。ここ数年業績が下がり気味で、今年は特に計画に未達になりそうなので注意してください。四半期で行った期中の売上のテストでは、カットオフエラー(売上の前倒し計上)が散見されています。留意点はそれくらいで、あとは去年の期末決算監査の調書と同じように手続を行ってください。」

以上の状況を前提に、リスク・アプローチの観点からおかしいと思う点とそう考える理由を端的に5つ答えなさい。

**問** 監査計画の策定にあたり、経営者等とのディスカッションを実施する目的を述べなさい。

**問** 手続実施上の重要性が重要性の基準値より低い金額として設定される理由を述べなさい。



問 リスク評価手続の結果、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが認識されたときに採るべき対応を「全般的な対応」といいますが、その具体的な対応を述べなさい。

問 下記は、「監査基準 第三 実施基準」の抜粋です。以下の問いに答えなさい。

三 監査の実施

1. 監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した④内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも  
と判断した場合には、発見リスクの水準を低くするためにを修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。
2. 監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制がか、あるいは可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、  
より十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
3. (略)
4. 監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、⑥全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。
5. (略)
6. 監査人は、監査の実施において⑦不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。
7. (略)
8. (略)
9. (略)

(1) 1～5の空欄を埋めなさい

(2) 下線部④に関する以下の記述について、正しいと考える場合には○、誤っていると考えられる場合には×を回答欄に記入しなさい。誤っているとした場合には、その理由も答えなさい。

- A 監査人は、実証手続の立案と実施に当たって、有効に運用されている内部統制への依拠の程度が低いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手しなければならない。
- B 過年度の監査でその内部統制の運用状況が有効であると判断していた場合、その有効性に関する監査証拠は当年度もそのまま利用できる。
- C 売掛金に対する詳細テストを立案する。売掛金の最も重要な監査要点は実在性と考えられることから、詳細テストは取引証拠の束を母集団としてサンプリングを実施することが適切である。

(3) 下線部⑥について、「全般的な対応」について3つ挙げなさい。

(4) 下線部⑦について、以下の問いに答えなさい。

① 「虚偽表示」の発生原因について以下の空欄を埋めなさい。

- ・財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り
- ・金額又は開示の
- ・事実の見落とし又は明らかな誤解から生じるの誤り
- ・監査人が合理的でないと考える又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する

(監査基準委員会報告 450 より抜粋)

② 監査人が監査の過程で集計した虚偽表示の影響を評価し、経営者及び監査役等に虚偽表示を報告する際、虚偽表示はその状態によって3つの類型に分類されます。それぞれについて答えなさい。

**問** 以下の状況を前提に、リスク・アプローチの観点からおかしいと思う点を挙げて下さい。

あなたは3月決算の(株)CPA（自動車部品製造業）の2019年3月期の決算監査（2019年4月20日～）に1年目のスタッフとして来ています。監査チームの構成は、業務執行社員の佐藤さん、主査の鈴木さん、先輩スタッフの田中さん、あなたの4名です。

決算監査初日に主査の鈴木さんからあなたに以下のような作業分担が振られました。

作業概要	作業内容詳細	備考
議事録レビュー	■ 2018年4月以降開催の取締役会議事録をレビューする。	—
内部統制調書の更新	■ 2018年3月期の内部統制の評価調書からの変更点がないかを会社の担当者に質問する。	—
重要性の基準値の算出	■ 会社から入手した2019年3月期の貸借対照表、損益計算書を基に、重要性の基準値を算出する。	期中の監査手続は2018年3月期の監査における重要性の基準値を利用していた。
会議への出席と議事録の作成	■ 2019年4月30日に予定している社長とのディスカッションへの出席と議事録取り。	毎年1回、決算監査中に社長とディスカッションをしている。
現金預金の実証手続	■ ～詳細省略～	—
借入金の実証手続	■ ～詳細省略～	—
営業費用の実証手続	■ ～詳細省略～	—
人件費の実証手続	■ ～詳細省略～	—
固定資産の減損にかかる実証手続	■ ～詳細省略～	—
売掛金の残高確認 差異分析	■ 2018年12月末基準日の売掛金の残高確認状の差異分析 ■ 2018年12月末～2019年3月末の残余期間に対する追加手続	例年この会社は期末日の3ヶ月前に残高確認を実施している。

また、主査の鈴木さんは決算監査の初日に(株)CPAについての重要な虚偽表示リスクの評価について、以下のように口頭で教えてくれました。

「この会社の特別な検討を必要とするリスクは、売上高/売掛金の実在性、期間帰属の適切性だけです。基準で収益認識には不正リスクがあると推定されるとされていますので機械的にそうしています。ここ数年業績が下がり気味で、今年は特に計画に未達になりそうなので注意してください。四半期で行った期中の売上のテストでは、カットオフエラー（売上の前倒し計上）が散見されています。留意点はそれくらいで、あとは去年の期末決算監査の調書と同じように手続を行ってください。」

**問** 二重目的テストに関する以下の文章の空欄に当てはまる用語を答えなさい（同じ番号には同じ用語が入る）。

同一の取引に対して詳細テストと同時に実施する運用評価手続を立案する場合があります。運用評価手続の目的は詳細テストの目的とは異なりますが、二つの目的は、同一取引に対する詳細テストと運用評価手続の実施を通じて同時に達成されることがあり、これは二重目的テストと呼ばれています。

ここで重要なのは、抽出したサンプルが同一なだけで、両者の手続はそれぞれ別個にテスト手続を立案・実施・記録するということです。

例えば、売上取引に対して、以下のそれぞれの運用評価手続と実証手続を行うケースで考えてみましょう。

内部統制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約書、検収書等の根拠資料と売上取引データが一致していることを上長（C部長）が確認し、売上報告書へ承認印を押印する。</li> </ul>
手続種類	具体的な手続
運用評価手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ （ 1 ）を閲覧し、（ 2 ）の有無を確かめる。（閲覧）</li> </ul>
実証手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 案件名、金額について、（ 3 ）との一致を確認する。</li> <li>■ 案件名、金額、検収日付について、（ 4 ）との一致を確認する。</li> </ul>

このような運用評価手続と実証手続をそれぞれ行うことを計画した場合において、同一の売上取引をテスト対象として抽出し、当該売上取引についての「（ 1 ）」、「（ 3 ）」、「（ 4 ）」を依頼し、同時に手続を行うことがあります。

実務上の留意事項としては、手続は同時に同一の取引に対して行うものの、実施結果の（ 5 ）はそれぞれの手続ごとに行うことです。

〈（ 5 ）例〉				運用評価手続		実証手続			
案件No.	案件名	金額 (百万円)	売上日付			（ 3 ）		（ 4 ）	
A1000	A社 B案件	1,200	2019/3/4	（ 1 ） にC部長の （ 2 ） あり	○	案件名、金額 が一致した	○	案件名、金額、 検収日付が一致した	○

**問** 未修正の虚偽表示が及ぼす影響の評価に関する下記の質問に答えなさい。

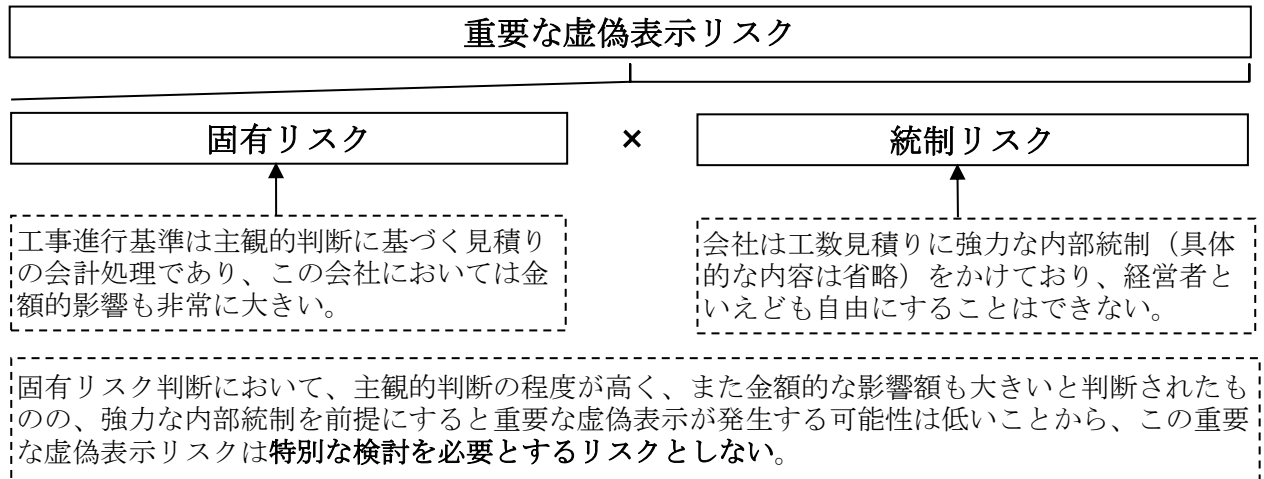
未修正の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回っているか検討を行う（監基報 450 A13）。重要性の基準値が 100,000 千円であり、未修正の虚偽表示は下記の内容です。

内容	修正すべき仕訳（単位：千円）			
売上高の過大計上	売上高	110,000	売掛金	110,000
売上原価の過大計上	買掛金	60,000	売上原価	60,000

この財務諸表には、重要な虚偽表示が存在するか否かについて、存在の有無とそう考える理由を端的に答えなさい。

**問** 特別な検討を必要とする虚偽表示リスクに関する下記の質問に答えなさい。

特別な検討を必要とするリスクとは、「識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスク」を言い（監基報 315 3 項）、当年度の監査を行う上で最も重要なリスクである。特別な検討を必要とするリスクの識別を行う際の留意事項に関連して、下記の内容が正しいか否かについて、正誤とそう考える理由を端的に答えなさい（監基報 315 26 項）。



**問** A社は、「アタリーストア」というスーパー（東証2部上場、3月決算）であり、業績は毎期安定しており、前期の年間の売上高は3,000億円、税引前当期純利益は10億円であった。

担当監査法人のパートナーであるK氏が7月下旬（第1四半期レビュー往査の後半）、監査現場に赴き、当期版に更新された「監査及び四半期レビュー計画書」を初めて査閲していた。そこで、重要性の基準値が15億円だったために、監査現場のマネジャーのS氏に重要性の基準値の設定根拠を確認した。S氏は、下記の内容をK氏に説明した。

監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」Ⅲ-2-(1)-A6.において、「選択した指標に適用する割合の決定は、職業的専門家としての判断を伴うものである。例えば、監査人は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%が適切であると考えることがあるが、状況によっては、これとは異なる割合が適切であると判断することもある。また、選択する指標に適用する割合も指標の性質により異なり、売上高に適用する割合は、通常、税引前利益に適用する割合よりも小さい。」と記載されており、また、当監査法人のマニュアルには、「重要性の基準値は、通常、税引前利益を指標とし、その5%である。しかし、資産規模とか、売上規模が大きいといったように、これが不条理となる場合には、他の指標を使うことができる。その場合、売上高の0.5%を上限とする。また、明らかに僅少な金額は、重要性の基準値の5%である。」と規定されている。

そこで、S氏は、前期の売上高を指標として、3,000億円に、当監査法人のマニュアルに規定されている上限の0.5%を乗じて、重要性の基準値を15億円と設定した。

- 問1 仮に、指標（ベンチマーク）を前期の税引前当期純利益の10億円とした場合、当監査法人のマニュアルに従い、①重要性の基準値と②明らかに僅少な金額を算定しなさい。
- 問2 K氏は、監査計画書をいつまでに、査閲（レビュー）すべきであったと考えられますか。
- 問3 S氏が設定した重要性の基準値15億円について、賛成ですか、反対ですか、○で囲いなさい。また、その理由を答えなさい。



問 A社は、機械部品の製造・販売を営む企業（3月決算）であり、第3四半期の決算短信では、当期の業績予想の売上高は5,000億円、経常利益は200億円（共に過去最高金額）であった。3月中旬に往査へ行った際、経理部長より次の内容をヒアリングした。「現在の受注残からすると、売上高5,000億円、経常利益200億円の達成は微妙である。しかし、社長は幹部会議にて各支店長に対して売上高5,000億円、経常利益200億円は必達であると“喝”を入れていた。また、業績予想達成次第では、各支店長のボーナスを大幅アップさせることも明言していた。」

その後、4月上旬に実績を速報ベースで確認すると売上高5,025億円、経常利益201億円であり、業績予想を達成したとのことであった。

なお、A社の各営業支店は、在庫を事務所に隣接した倉庫に保管していた。また、販売部署と物流部署は、ともに組織上、同じ営業支店の中に属していた。つまり、各支店長が、各営業支店の販売部署と物流部署の責任者である。

問1 3月中旬において、認識される重要な虚偽表示リスクの分類（レベル）及び具体的な内容を記載しなさい。

問2 認識された重要な虚偽表示リスクに基づき、3月末及び4月の期末監査時において、分類（レベル）毎に具体的な全般的な対応又は監査手続を記載しなさい。

問 公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組（平成28年1月27日）が会長通牒平成28年第1号として公表されています。そこで、「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」に関して、下記の文章の空欄に適切な語句・文言を答えなさい。

監査人は、資本市場の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

#### 1. リスク・アプローチに基づく監査

リスク・アプローチに基づく監査においてリスクの識別及び評価を誤ると、監査計画・監査手続全般に影響が波及し、結果的に財務諸表の重要な虚偽表示を看過することとなる。リスク・アプローチに基づく監査の実施に当たっては、企業及び企業環境を十分に理解した上で、リスクを適切に評価することが決定的に重要となることを再認識しなければならない。リスク評価に当たっては、経営者の誠実性に関する監査人の過去の経験や、被監査会社又は経営者の社会的名声による予断にとらわれることなく、（ 1 ）を含む企業及び企業環境・ビジネスを適切に理解する必要がある。

#### 2. 職業的専門家としての（ 2 ）

監査人は次の点に特に留意の上、監査の全過程を通じて職業的専門家としての（ 2 ）を保持し発揮する必要がある。

- ・ 財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは全ての企業に常に存在するという前提でリスク評価を行う。また、重要な虚偽表示リスクは常時変化する可能性があるため、監査過程を通じてリスクを見直す。

- ・ （ 1 ）の評価に当たっては、重要な虚偽表示リスクとの関連を常に意識し、統制目的が有効に達成されているか否かを確認する。そのためには、表面的な承認の有無の確認に終始することなく、運用評価手続の目的を十分理解した上で手続を実施する。特に、形式的な評価に陥りがちな全社的な（ 1 ）の評価は、実効性のある手続となっているかを確認する。

- ・ リスクに対応した実証手続を実施する際には、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、説明の裏付けとなる適切な監査証拠を入手する。



### 3. 経営者による（ 1 ）を無効化するリスク

財務諸表の重要な虚偽表示に経営者が関与する場合、経営者の姿勢は組織全体に大きな影響を及ぼし、また、その地位を利用して（ 1 ）の無効化をもたらす。さらに、ビジネスモデルの特徴や企業環境の変化を利用する等、様々な要因が複合的に絡みあって虚偽表示が及ぼす影響が格段に大きくなり、発見されるまでの期間も長期化することが多くなることに留意する必要がある。経営者による（ 1 ）を無効化するリスク（以下「（ 1 ）無効化リスク」という。）は、全ての企業に存在する。監査人は、経営者は誠実であるとの思い込みにより、（ 1 ）無効化リスクは低いと判断することなく、職業的（ 2 ）をもって（ 3 ）に評価する必要がある。（ 1 ）無効化リスクに対応した手続（仕訳テスト、会計上の見積りにおける経営者の偏向の検討及び非通例的な重要な取引の検討）を実施する際は、起こり得る不正の態様を想定して、個々の状況に適合した手続を設計し実施する必要がある。

### 4. 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査に当たっては、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討において、被監査会社の説明を鵜呑みにすることなく、収集した情報や監査チーム内に蓄積された知識に照らして（ 3 ）に検討する姿勢を保持する必要がある。また、見積りの裏付けとなる適切な監査証拠を入手し妥当性を検討するとともに、各見積項目について、過年度の見積りと確定値又は当年度の再見積額の比較を（ 4 ）して検証する必要がある。

### 5. 監査チーム内の情報共有

監査チームメンバーは、情報及び知識を適時に共有するため、随時、十分な討議を行う必要がある。監査責任者は監査補助者が上位者に報告又は相談しやすい環境を整備し、監査補助者もプロフェッショナルとしての自覚を持って監査チーム内での職責を果たすことが求められる。

### 6. 審査

審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することが求められる。評価に際しては、監査チームと同じ目線に立つことなく、重要な判断とその結論に関する監査調書を査閲し、職業的（ 2 ）をもって審査を行う必要がある。

### 7. 監査時間・期間の確保

コーポレートガバナンス・コードで謳われているとおり、高品質な監査を可能とするには、十分な監査時間・期間の確保が重要な要素となる。十分な監査時間・期間の確保は、財務諸表の信頼性を高めるために不可欠な要素であることについて、経営者の理解を得る努力が必要である。

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は（ 5 ）の利益のために行われている点、すなわち、被監査会社の株主・投資家等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的（ 2 ）をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。

**問** 「監査の結論及び報告」について規定している監査基準委員会報告書 700～720 の 5 本は、以下の通りの位置付けとなっている。そこで、下記の空欄に適切な語句・文言を答えなさい。

- ・監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する (A: ) と監査報告」  
財務諸表に対する (A: ) に関する実務上の指針、及び財務諸表に対する (B: ) に基づいて発行する監査報告書の様式及び記載内容に関する実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 705 「独立監査人の監査報告書における (C: ) 付意見」  
監査基準委員会報告書 700 に基づく監査 (A: ) を行う際に、財務諸表に対して (C: ) 付意見を表明する必要があると判断する場合に、適切な監査報告書を発行するための実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 706 「独立監査人の監査報告書における (D: ) 区分と (E: ) 区分」  
監査報告書に (D: ) 区分又は (E: ) 区分を設ける場合における監査報告書の様式及び記載内容に関する実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 710 「過年度の (F: ) 情報－ (G: ) 数値と (F: ) 財務諸表」  
財務諸表に含まれる (F: ) 情報が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みにおける (F: ) 情報に関して要求されている事項に準拠して表示されているかどうかについて十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見を表明する責任に基づいて監査報告を行うための実務上の指針を提供している。
- ・監査基準委員会報告書 720 「監査した財務諸表が含まれる (H: ) における (I: ) 内容に関連する監査人の責任」  
監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる (H: ) における (I: ) 内容に、財務諸表と監査報告書の (J: ) を損なう可能性のある情報が含まれる場合、適切に対応するための実務上の指針を提供している。

**問** 審査とは、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する手続をいう（監査基準委員会報告書 220 「監査業務における品質管理」第 6 項）。

監査事務所は、原則として、全ての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めなければならない（品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」第 34 項）。

そこで、審査を実施するにあたり、留意点（教材上、監査上の留意点又は審査上の留意点）を 5 つ答えなさい。

**問** 解答用紙の監査報告書を読み下記の問いに答えよ。

当該監査報告書には、監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」に照らすと文言の誤り及び不足している箇所がある。解答用紙の例にならい、修正しなさい。

**問** 「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に関して、下記の空欄に適切な語句・文言を答えなさい（監査基準委員会報告書 570「継続企業」Ⅲ 1. (1) A1 一部抜粋）。

<財務関係>

- ・ (A: )、又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ・ 返済期限が間近の (B: ) があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い
- ・ 債権者による財務的支援の打ち切りの兆候、又は (C: ) の要請の動き
- ・ 過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの (D: )
- ・ 主要な (E: ) の著しい悪化、又は (F: ) の著しい減少
- ・ (G: ) の価値の著しい低下、又は売却を予定している重要な (G: ) の処分の困難性
- ・ (H: ) の遅延又は中止
- ・ 仕入先からの (I: ) の拒絶
- ・ 新たな (J: ) の困難性

<営業関係>

- ・ (K: ) による企業の清算又は事業停止の計画
- ・ 主要な (K: ) の退任、又は事業活動に不可欠な (L: ) の流出
- ・ 主要な (M: )、フランチャイズ、ライセンス若しくは仕入先、又は重要な (N: ) の喪失
- ・ (O: ) 問題に関する困難性
- ・ 重要な (P: ) の不足
- ・ 強力な (Q: ) 企業の出現

<その他>

- ・ (R: ) に基づく重要な事業の制約
- ・ 巨額な (S: ) の履行の可能性
- ・ (T: ) の著しい悪化

**問** 未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価する際に、虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、当該虚偽表示が、個別に、または監査の過程で集計した他の虚偽表示と合わせて検討した結果、重要であると評価することがある。どのような場合に重要であると判断するかを理由とともに述べなさい。

**問** 平成31年3月期の監査を実施している際に、平成28年3月期（すなわち3期前）における重要性基準値をはるかに超える誤謬が発見された。当該誤謬は、当該期のみならず、当期までの4期間すべての期において重要性基準値をはるかに超える影響を与えるものであった。当該企業は上場会社であり、有価証券報告書及び四半期報告書を提出している。当該企業が金融商品取引法上、行うべき対応を述べなさい。

**問** 監査報告書を発行する前に、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する手続について、手続の名称、留意事項について述べなさい。

**問** 会社法監査の主査であるあなたが、事業報告の開示について検証を行っている時、経理部長が言った。

「事業報告についても、間違いがあったら監査法人の責任になりますよね、しっかりとみてくださいよ。」

会社へのあなたの回答を述べなさい。

**問** 上場会社の主査であるあなたは、経理部長から以下の質問を受けた。

「先生、継続企業の前提の注記に関して、\_\_\_\_\_ A \_\_\_\_\_のような場合には、財務数値を見るだけで形式的には監査委員会報告 74号あるいは監査基準委員会報告 570の例示に該当することがわかると思います。例示に該当した場合には、必ず継続企業の前提の注記を記載することになりますか？」

- (ア) \_\_\_\_\_ A \_\_\_\_\_に該当する事象又は状況を2つ挙げなさい。  
 (イ) 経理部長へホワイトボードを利用して説明しているとして、回答用紙のフロー図を完成させなさい。

**問** あなたは主査を担当している会社について、継続企業の前提に関する注記を付す必要があると判断している。当該会社から、以下の質問を受けた。

「継続企業の前提に関する注記が付されるということは、貸借対照表の翌日から12か月間、会社が継続できないという不確実性があると判断していることだと思います。そうであると、将来の見積もりである、繰延税金資産の回収可能性及び減損損失の将来キャッシュ・フローについても、上記との整合性から1年しか見積れないということになるのでしょうか？」

あなたの回答を述べなさい。

**問** あなたは主査を担当している会社の監査役から、「最近話題になっているKAMとは大まかにどんなものか、弊社ではいつから適用になるのか、教えてください。」との質問を受けた。あなたの回答を述べなさい

**問** 監査基準委員会報告書 300 第 9 項に関連する下記文章の空欄①～⑤に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- (1) 監査人は、予期しない出来事が生じた場合、状況が変化した場合、又は監査手続の実施結果が想定した結果と異なった場合には、改訂された（ ① ）の結果に基づき、監査の基本的な方針及び詳細な（ ② ）並びにこれらに基づき計画した（ ③ ）の種類、時期及び範囲を修正することが必要となる場合がある。
- (2) 監査手続を計画した時点での利用可能な情報と著しく異なる情報に監査人が気付いた場合がこれに該当する。例えば、（ ④ ）の運用評価手続から入手した監査証拠とは矛盾する監査証拠を（ ⑤ ）の実施過程で入手した場合である。

**問** 下記の状況において、どのような監査報告書を作成すべきか。監査報告書の記載内容、及びその理由を答えなさい。

監査クライアントである株式会社K（以下「当会社」という）は3月決算会社である。当会社はX2年4月25日の取締役会において、X3年4月1日（予定）を効力発生日として同規模の同業他社である株式会社L社（以下「L社」という）を吸収合併することについてL社と合意することを決議し、同日、当社とL社は合併契約を締結した。

当会社はX2年3末の連結財務諸表において、当該事象について後発事象の注記を記載することを検討しており、監査チームはX2年4月29日に監査報告書を提出予定である。

**問** 監査の過程で識別した虚偽表示の評価に関連する下記の文章について、適切なものには○を、適切ではないものには×を記載しなさい。ただし、すべて○又は×の解答は未解答とみなす。

- (1) 監査人は、監査の過程で識別したすべての虚偽表示を集計する必要がある。
- (2) 監査人は虚偽表示を識別した場合、当該虚偽表示が不正の兆候であるか、また内部統制の不備に該当するかについての判断を行う。
- (3) 監査人が未修正の虚偽表示が当年度の財務諸表に与える影響を評価する場合、当年度の損益計算書に存在する未修正の虚偽表示の影響のみを検討すれば足りる。
- (4) 監査人が未修正の虚偽表示が及ぼす影響を評価するにあたっては、当該虚偽表示を他の虚偽表示と相殺することはできない。
- (5) 監査人は、個々の虚偽表示が重要性の基準値を下回っていた場合、無限定適正意見を表明する。

**問** 株式会社M(以下「当会社」という)の平成31年3月期の期末監査も佳境を迎えており、有価証券報告書のチェックを進めているところである。あなたは当会社の監査を担当する監査チームの主査である。以下の空欄①～⑤にあてはまる適切な語句を答えなさい。

- (1) 監査人は、その他の記載内容が適切に記載されているかどうかを判断する特定の責任を有していない。しかしながら、監査した財務諸表とその他の記載内容との重要な ( ① ) によって、監査した財務諸表の信頼性が損なわれることがある。したがって、監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」において、監査人はその他の記載内容を ( ② ) することが要求されている。
- (2) 監査報告書日の前にその他の記載内容に修正が必要な重要な ( ① ) が識別されたが経営者が修正することに同意しない場合、監査人は ( ③ ) に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。
  - ・監査報告書に ( ④ ) 区分を設け、重要な ( ① ) について記載する。
  - ・監査報告書を発行しない。
  - ・可能な場合、監査契約を解除する。
- (3) 監査報告書日後にその他の記載内容を入手し、かつ修正が必要な重要な ( ① ) が識別された場合、( ③ ) に監査人の懸念を知らせるとともに、監査人の ( ⑤ ) に助言を求める等の適切な措置を講じなければならない。



**問** 監査基準委員会報告書（以下、監基報）700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、300「監査計画」、320「監査の計画及び実施における重要性」、520「分析の手法」、265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」に関する以下の文章について、（ ）に入る語句を選択しなさい。

(1) 監査計画の更新及び（ あ ）

監査人は、監査期間中必要に応じて、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を見直し修正すること、及び、監査期間中に行われた監査の基本的な方針又は詳細な監査計画の（ あ ）の内容及びその理由を（ い ）することが求められている。

(2) 監査の過程で識別した虚偽表示の評価

監査人は、識別した虚偽表示が（ う ）に与える影響と、未修正の虚偽表示が当年度の（ え ）に与える影響を評価することが求められている。

(3) 識別した虚偽表示が（ う ）に与える影響の評価

監査人は、（ お ）を除き、監査の過程で識別した虚偽表示を集計し、監査の進捗に伴い識別した虚偽表示を検討し、以下の場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を修正する必要があるかどうかを判断することが求められている。

- 識別した（ か ）の内容及びその発生の状況が（ き ）が存在する可能性を示唆しており、それらを合算した際に（ く ）となり得る他の虚偽表示が存在する可能性を示唆している場合
- 監査の過程で集計した虚偽表示の合計が、監基報 320「監査の計画及び実施における重要性」に従って決定した（ け ）に近づいている場合

(4) 監査意見の形成

監査人は、監査意見の形成に当たり、不正か誤謬かを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないということについて（ こ ）どうかを判断しなければならない。この判断に当たり、監査人は以下の事項を勘案しなければならない。

- （ さ ）どうかについての監査人の結論
- 未修正の虚偽表示が、個別に、又は集計した場合に重要であるかについての監査人の結論

① 手続実施上の重要性	② 他の虚偽表示	③ 投資家の意思決定	④ 重大な事項
⑤ 明らかに僅少なもの	⑥ 重要な虚偽表示	⑦ 監査	⑧ 監査手続
⑨ 不正	⑩ 合理的な保証を得たか	⑪ 重要な変更	⑫ 財務諸表
⑬ 文書化	⑭ 重要性の基準値	⑮ 十分かつ適切な監査証拠を入手したか	⑯ 虚偽表示
⑰ 他の虚偽表示	⑱ 更新	⑲ 重要性のないもの	⑳ 監査意見

**問** 監基報 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」で類型されている以下の分類について当てはまる意見形態を下記から選択しなさい。

		適正表示の枠組みの場合	
無限定意見		無限定 適正意見	
除外事項 付意見	虚偽表示	重要だが広範でない	あ
		重要かつ広範	い
	監査範囲の 制約	重要だが広範でない	う
		重要かつ広範	え

【選択肢】

不適正意見      /      限定付適正意見      /      意見不表明

問 平成 30 年 7 月 5 日に改正された監査基準について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 以下に抜粋した監査基準の内容について、下記の空欄に当てはまる語句を記入しなさい。  
 なお、語句の選択に当たっては、監査基準に記載された順序どおりに記入すること。

【二 監査報告書の記載区分】

- 1 監査人は、監査報告書において、（あ）、（い）、（う）、（え）を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。
- 2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

(1) （お）に関する事項

(2) 当年度の財務諸表の監査の過程で（か）のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（以下「（き）」という。）

(3) 財務諸表の記載について（く）必要がある事項及び（け）必要がある事項

【七 （き）】

- 1 監査人は、監査の過程で（か）の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項を（き）として決定しなければならない。
- 2 監査人は、（き）として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、（き）の内容、監査人が（き）であると（こ）及び監査における（さ）を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

① 監査の前提	② 監査人の対応	③ 監査役等と協議した事項	④ 特別な検討を必要とするリスク
⑤ 監査人の意見	⑥ 経営者の責任	⑦ 強調する	⑧ 監査上の主要な検討事項
⑨ リスク対応手続	⑩ 継続企業の前提	⑪ 決定した理由	⑫ 意見の根拠
⑬ 監査の対象	⑭ 重要性の基準値	⑮ 監査役等の責任	⑯ リスク評価
⑰ 監査上の重要な対応	⑱ 監査人の責任	⑲ 経営者及び監査役等の責任	⑳ 説明を付す

- (2) 今般の監査基準の改訂について、監査報告書における【問題（1）（き）】の記載は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり、これにより、3つの効果が期待されています。監査基準改定の経緯に記載されている3つの効果について記載しなさい。

**問** 四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書の科目の表示については、質的及び金額的な重要性を考慮して主要な表示科目を除くその他の科目は集約して記載することが可能である。以下、四半期連結財務諸表規則、連結財務諸表規則に記載されている区分掲記の基準について①～⑥の適切な数字を回答しなさい。

		四半期連結財規	連結財規
連結貸借対照表	資産総額	(①) /100	(②) /100
連結損益計算書	販売費及び一般管理費		
	営業外収益	(③) /100	
	営業外費用		(④) /100
	特別利益	(⑤) /100	
	特別損失		(⑥) /100

**問** 四半期連結財務諸表における簡便的な会計処理について以下の空欄を埋めなさい

四半期連結財務諸表は、年度連結財務諸表や中間連結財務諸表よりも (①) が求められている。

四半期財務諸表に関する会計基準においては上記の点をふまえ、中間作成基準において認められている項目に加え、簡便的な会計処理が以下複数例示されている。

- ・ ( ② )
- ・ ( ③ )
- ・ ( ④ )
- ・ 固定資産の減価償却費の算定方法
- ・ 経過勘定項目の処理方法
- ・ ( ⑤ )
- ・ ( ⑥ )

**問** 1. 四半期財務諸表に関する会計基準において四半期連結財務諸表作成のための特有の会計処理として原価差異の繰延処理というものが設けられているが、なぜこのような処理が認められているのか、その背景を簡潔に答えなさい。

(参考：原価差異の繰延処理とは標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。)

2. 原価差異の繰延処理を実施できないケースが本会計基準に記載されていますが、それはどのようなものか答えなさい。

**問** 四半期連結財務諸表作成のための特有の会計処理として税金費用の計算というものが設けられているが、それに関する以下の設問に答えなさい。

前提条件

- ① 第2四半期末までの期首から累計期間に係る税引前四半期純利益は2,500である。
- ② 当四半期会計期間を含む年度に係る予想年間税引前当期純利益は9,000、交際費（損金不算入）は900、税額控除は890であると予想する。
- ③ 法定実効税率は40%である。
- ④ 前年度末の一時差異等2,000に係る繰延税金資産800全額を貸借対照表に計上している（第1四半期も同額を計上）。第2四半期末の回収可能性に問題はない。
- ⑤ 第1四半期末までの期首からの累計期間における法人税、住民税及び事業税は370である。

1. 前提条件を基に予想年間税金費用、見積実効税率（小数点以下切り捨て）を答えなさい。
2. 第2四半期会計期間の税金費用の額を答えなさい。
3. 見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合の例示が企業会計基準適用指針第29号に記載されているが、それはどのようなものか3つ答えなさい。

**問** 以下の四半期レビューにおける監査人の対応について正しければ○を誤っていれば×を記入し、誤りの場合はその理由を答えなさい

1. 四半期レビューにおいては、質問や分析的手続を基本とした「限定的な手続」を行い、必要に応じて「適切な追加的手続」、「経営者確認書の入手」を実施する。
2. 四半期レビューは年度の財務諸表監査ほどの保証水準は求められていないことから、年度の財務諸表の監査にかかる重要性の基準値より高い値を用いることが多い。
3. 四半期レビュー報告書に記載する監査人の結論と年度監査における監査人の結論はその保証水準が異なることから、四半期レビュー手続中に年度監査の監査手続を実施することは認められていない。
- 4.
5. 四半期レビューにおいても年度の監査と同様、会計上の見積もりにおける仮定の適切性や計算の正確性を検討するとともに、四半期決算日後の確定額等と比較するなどの手続を実施する必要がある。
6. 審査は、年度監査と四半期レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所における品質管理に関する方針および手続に従い、実施される。なお、四半期レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、四半期レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることが出来る。

**問** 1. 会計基準等改正時の第1四半期会計期間は、その適用初年度の初めての決算となるため、会計処理について慎重に検討する必要がありますが、その理由を答えなさい。  
2. 四半期レビューにおける勘定科目の増減分析についてどのような点に留意する必要があるか、その理由とともに答えなさい。

**問** 全社的な内部統制の評価結果が与える影響について、全社的な内部統制の評価結果が有効である場合と有効でない場合とを比較して、事業拠点などの選定に与える影響と業務プロセスに係る内部統制の運用評価手続に与える影響について記載しなさい。

全社的な内部統制の評価結果	重要な事業拠点などの選定	業務プロセスに係る内部統制の運用評価手続
有効		
有効でない		

**問** 以下の財務報告にかかる内部統制の監査についての文章の（ ）に入る語句を記載しなさい。

(全社的な内部統制の評価範囲の留意点)

- 通常、全社的な内部統制の評価範囲と全社レベルの（ ① ）に差異が生じている場合は（ ② ）を確かめる必要がある。
- 売上高で全体の（ ③ ）に入らないような連結子会社は、財務報告に対する影響が僅少な拠点として評価対象からはずすといった取り扱いが考えられるが、その判断は、経営者において、必要に応じて監査人と協議して行われるべきものであり、特定の比率を機械的に適用すべきものではない。

(業務プロセスに係る内部統制)

- 企業が複数の事業拠点を有する場合には、評価対象とする事業拠点を（ ④ ）等の重要性により決定する。例えば、本社を含む各事業拠点の（ ④ ）等の金額の（ ⑤ ）していき、連結ベースの（ ④ ）等の一定割合に達している事業拠点を評価の対象とする。
- 各企業により事業や業務の特性がことなることから、一定割合は必ずしも一律に適用すべきではない。実施基準では、全社的な内部統制の評価が有効である場合、連結ベースの（ ④ ）等の一定割合をおおむね（ ⑥ ）程度とすることが示されている。
- 重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点から、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスを個別に評価対象に追加する。追加的に評価対象に含めることを検討すべき業務プロセスとしては、例えば以下のようなものがある。
  - a. （ ⑦ ）を行っている事業または業務に係る業務プロセス
  - b. （ ⑧ ）を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス
  - c. （ ⑨ ）な取引など虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス

(ITにかかる内部統制)

- 「ITに係る業務処理統制」の運用状況の評価の検討に当たっては、関連する「（ ⑩ ）」も評価することが前提となっている。したがって、原則として「ITにかかる業務処理統制」のみを評価して、内部統制の有効性について結論を出すことはできない点に留意する。

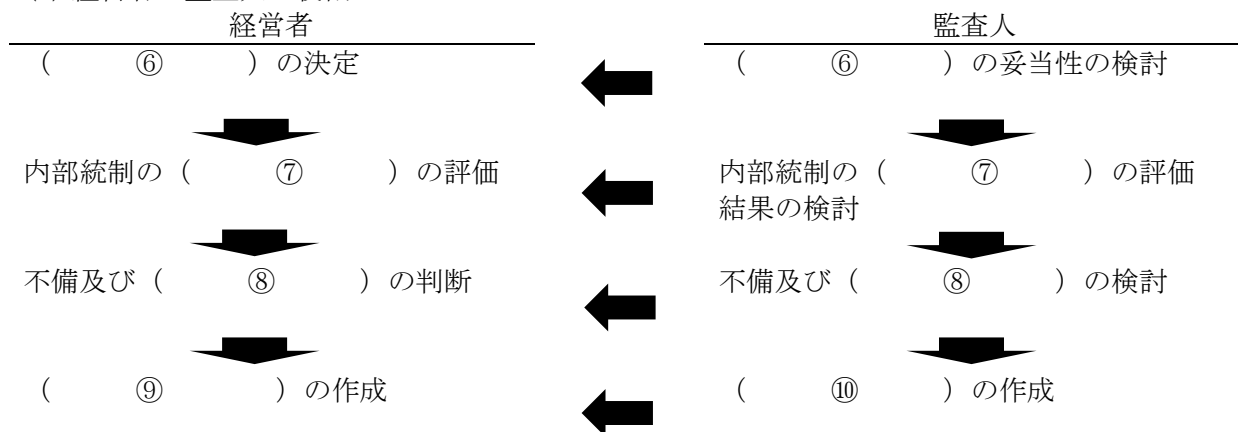


**問** 財務報告に係る内部統制について、以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる適切な語句を記載しなさい。

(1) 内部統制の定義

内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに（ ① ）の4つの目的が達成されているとの（ ② ）を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、（ ③ ）、（ ④ ）、統制活動、情報と伝達、（ ⑤ ）及びITへの対応の6つの基本的要素から構成される。

(2) 経営者と監査人の役割



**問** 全社的な内部統制及び内部統制の開示すべき重要な不備に対する以下の問いに答えなさい。

(1) 全社的な内部統制

全社的な内部統制の評価結果は「有効」及び「有効でない」の2種類である。評価結果により今後の経営者が実施する業務プロセスに係る内部統制の評価方法の判断が異なってくる。下記の表の空欄について適切な説明を行いなさい。

全社的な内部統制の評価結果	「有効」の場合	「有効でない」場合
重要な事業拠点などの選定	（ ① ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な事業拠点の占める一定割合を引き上げなければならない</li> <li>・個別に評価対象に追加する業務プロセスが増加する可能性がある</li> </ul>
サンプル数	小	拡大
手続の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問や関係書類の閲覧が中心</li> <li>・重要な内部統制については観察や再実施を行なう</li> </ul>	（ ② ）
多店舗・支店等の場合の往査先の選定	一定の複数会計期間ごとに一巡するように運用評価手続の実施先を選定する	（ ③ ）
	業務内容や規模等に基づき個々の営業拠点の特性に応じグルーピングし、それぞれからサンプリングで往査先を選定する	サンプリングの適用については慎重に検討する

(2) 内部統制の開示すべき重要な不備の判断指針

開示すべき重要な不備とは、単独で、又は複数組み合わせ、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうが、このような開示すべき重要な不備の判断となる指針を4点述べなさい。（なお、解答用紙には指針の冒頭部分を記載してあるのでそれに続けるように記載のこと。）

**問** 以下の財務報告にかかる内部統制に関する記述について、下線部の語句に明らかに誤りのあるものが含まれている。当該誤りの語句及び正しい語句を記載しなさい。

- (1) 「企業の事業目的に大きく関わる勘定科目」は、財務諸表を利用する一般投資家等の利害関係者が、企業の主たる事業の経営成績・財政状態等を判断するために重要と判断して着目する勘定科目と考えられる。実施基準では、一般的な事業会社の例として売上、売掛金、固定資産が例示されている。重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは、原則として、すべてを評価の対象とする。
- (2) 個別に評価対象に追加する業務プロセスには、以下の3つがある。
  - ① リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス
  - ② 見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス
  - ③ 非定型・不安定な取引など虚偽表示が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセス
- (3) 全社的な観点から評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスとは以下の手続をいう。
  - ① 総勘定元帳から財務諸表を作成するプロセス
  - ② 連結修正、報告書の結合・組替などの連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続
  - ③ 財務諸表に関連する注記事項を記載するための手続
  - ④ 比較情報の作成に係る手続
- (4) ITに係る内部統制は「ITに係る業務処理統制」と「ITに係る全般統制」がある。監査人は「ITに係る業務処理統制」の運用状況の評価の検討に当たっては、関連する「ITに係る全般統制」も評価することが前提となっている。従って、原則として「ITに係る業務処理統制」のみを評価して、内部統制の有効性について結論を出すことはできる。
- (5) 内部統制監査報告書の類型は以下の5つに整理ができる。
  - ① 無限定適正意見
  - ② 意見に関する除外事項を付した限定付適正意見
  - ③ 不適法意見
  - ④ 意見不表明
  - ⑤ 監査範囲の制約に関する除外事項を付した限定付適正意見

<監査手続各論>

**問** 以下の空欄①～⑩に当てはまる適切な語句を以下の語群ア～ナの中から選び、カタカナを答えなさい。

[現金及び預金・借入金の実証手続の例示]

1. 前期の（ ① ）を確認し、前期以前の監査で識別された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2. 前期の（ ① ）の確認及び経理規程・マニュアル等の閲覧により、会社が採用する（ ② ）を理解する。また、所定の基準に準拠して継続して適用されているか否かを質問し、変更があった場合には、（ ③ ）があることを確かめる。
3. 監査計画において決定された、（ ④ ）の重要な虚偽表示リスクに対応して実施する（ ⑤ ）について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
4. 総勘定元帳等の（ ⑥ ）と（ ⑦ ）とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
5. 現金及び預金残高明細表（事業所別、預金種別、銀行別等）・借入金残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び（ ⑧ ）と突合する。
6. 現金及び預金・借入金の期末残高について期間比較等の（ ⑨ ）を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
7. 預金残高明細表・借入金残高明細表と、取引金融機関からの（ ⑩ ）を突合する。

**【語群】**

ア：銀行確認状	イ：試算表	ウ：契約書	エ：分析的手続	オ：実査
カ：監査調書	キ：検出事項	ク：正当な理由	ケ：監査基準	コ：会計方針
サ：前期首残高	シ：前期末残高	ス：当期末残高	セ：当期首残高	ソ：監査計画
タ：確認	チ：合理的な基礎	ツ：実証手続	テ：アサーション・レベル	
ト：会計基準	ナ：オーバーオール・テスト			

**問** 現預金・資金調達取引プロセスに係る内部統制について、以下の問に答えなさい。

(1) 統制リスクの評価の過程は概ね以下に分類されが、これを実施する順に並べカタカナを答えなさい。

ア：統制リスクの評価
イ：アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と暫定的評価
ウ：内部統制の理解
エ：内部統制の運用評価手続の実施

(2) 一般に、現金預金の監査手続の特徴として、内部統制評価手続に比べて実証手続に重点を置いて実施される傾向があると言われるが、その理由を述べなさい。なお、監査リスクについて考慮する必要はない。

**問** 現預金、借入金にかかる内部統制を6つ上げなさい。（補習所講義資料から記載すればよく現預金と借入金について似た内容の統制も、それぞれ1つとして記載してもかまいません）

**問** 内部統制と実証手続との違いについて、預金残高の残高の照合を例に用いて、それぞれの例示、共通点、相違点について説明してください。

**問** スタッフの監査人Tさんは借入金調書の検討をまかされました。借入金調書で、当期に新しく、支払利息の分析的検討を行うよう指示がありました。以下の文章を読んで問いに答えなさい。

支払利息のオーバーオールテストにおいて

監査人 T オーバーオールテストか、借入金の残高からあるべきであろう支払利息を算出して、会社計上額と整合するか検討しなきゃいけないな。ふっふっふ、実はこれと同じ検討、こないだ他の会社で担当したばかりなんだよね。その調書を流用して検討すればいいんだから簡単だ、よし・・・。

監査人 T ……できた。あれ？おかしい、会社の支払利息計上額が、期待値の2倍ぐらいある。まっまさか会社は簿外の債務があるのでは？

「主任！支払利息の計上額が異常です、簿外債務があるのでは？不正でしょうか？どうしましょう！？」

監査主任 A 「お前なあ 分析的手続で異常値が出たときはまず、会社より、監査人の期待値を疑えなんだよ。どれどれ、・・・まず「④」が正しいか確認してみろ、次にこのクライアントは夏に繁忙期があるんだよ。その意味を考えて「⑤」の残高を確認してみろ。自分が正しいと思ひこむな。」

主任の言う通りに見直すと、支払利息の期待値と実勢の計上額は整合し、利息計上額にも借入金残高にも問題がないことが確認できたのでした。

借入金のオーバーオールテスト		
<b>前期18/3の借入内容</b>		
	残高	利率
東京三菱UFJ銀行	300,000 w 千円	2.00% w
みずほ銀行	200,000 w 千円	1.80% w
前期の加重平均利率		① %
<b>当期19/3の借入内容</b>		
	残高	利率
三菱UFJ銀行	350,000 a 千円	0.80% 会社資料より
みずほ銀行	250,000 a 千円	1.60% 会社資料より
当期の加重平均利率		② %
<b>期待値の算定</b>		
当期平均残高 × 2期平均の加重平均利率((前期 + 当期) / 2) で算出する。		
当期支払利息の期待値	③	円
会社計上額	?	円
差異	?	円
marks/ w : 前期調書と合 a : 別シートにて残高が正しいことを検討済		

備考

各期の加重平均利率算定時の計算式は 下記の関数を用いて算出

「 =ROUND(×××対象セル/××対象セル , 4) 」

期待値の算定時にはROUND関数は用いていない

- ①から③に当てはまる数値を答えなさい。
- ④、⑤にあてはまる内容で、手続きの何が問題であった可能性があるか、そのためどのような手続きを追加したのか記述しないさい。

問 以下問に答えなさい。

19年3月 残高確認発送時

Z社の主任を担当する監査人Bは監査人が発送するZ社の銀行残高確認書の発送方針を例年と変更しようと考えていた。

主任B いままで全件発送していた銀行残高確認をやめ、リスクの比較的高い、当座預金と借入のある口座のみを対象として残高確認を実施することにしよう。普通預金口座は銀行のWEBの入出金履歴や通帳残高で検証することにしよう。

19年4月 残高監査時点

スタッフC 「あれ？今期は銀行残高確認全件発送していないのですね？わかりました。発送対象外の口座についてその方針で検討します。」

主任B 「あ、そうだ 残高確認発送対象外の口座を検討するときには、通帳又はWEB明細が3月31日時点の残高であることを確認するために

必ず、通帳又はWEB明細に「①」があることを確認してくれ、「①」がない場合には、通帳の場合にはかならず「③」を質問でもいいから確認すること、WEB入出金で確認する場合には 日付範囲指定が「④」となっていることを確認すること。

スタッフC 「わかりました。 たしかに、それを確認しないと、いけませんね。」

その後時は流れ、、、Z社の監査チームメンバーは入れ替わり、現預金勘定の検討は、毎年新人又は2年目のスタッフが担当し、かつて、主任Bが言った②～④の手続き留意事項は引き継がれず、帳簿残高と通帳又はWEB明細を単純に突合するだけとなっていった。2×年3月期において、銀行残高確認発送対象外の銀行口座を利用した不正が発覚するのであった。

1. 銀行口座に対する監査人の残高確認を全件発送する理由・目的を述べなさい。
2. 問題文章中の②～④に入る言葉を答えなさい。
3. なぜ、②～④の手続きが必要なのですか。

問 次の〔資料1〕及び〔資料2〕に基づき、以下の問題について答えなさい。

〔資料1〕

1. 当社では、期末決算に際して、当社の当座預金勘定残高と取引銀行が発行した残高証明書における当座預金の金額との間に差異があった場合には、その差異の原因を調査し、当社の当座預金勘定を必要に応じて修正している。
2. 当期決算日の当社の当座預金勘定の残高は、42,871,129円であったが、取引銀行が発行した残高証明書における決算日の当座預金の金額は【X】円であった。
3. 当期決算日の当社の当座預金勘定の残高と残高証明書の当座預金の金額の差異の原因として、以下の点が判明した。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 原材料の購入代金支払のため当社は小切手 18,700,000円を振り出し、決済も完了した旨の連絡を銀行から受け取っていたが、当社の当座預金勘定への記入が17,800,000円（相手勘定は買掛金勘定）でなされていた。</p> <p>(2) 決算日の前日に不動産賃貸収入として1,760,000円（未収金額は既に未収入金勘定に計上済み）の当座預金への振込があったが、銀行からのこの旨の連絡が届いていなかった。</p> <p>(3) 備品購入に係る未払金の支払のため当社が仕入先に小切手6,547,000円を振り出したが、仕入先は当該小切手の銀行への持込みを行っていなかった。小切手を振り出した時点で下記のように会計処理を行っている。</p> <p style="text-align: center;">(借方) 未払金 6,547,000 / 当座預金 6,547,000</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



- (4) 決算日の前日に得意先から販売代金として受け取った得意先振出の小切手 4,382,000 円を取引銀行に持ち込んだ会計処理を下記のように行ったが、担当者が当該小切手の銀行への持込みを失念していた。  
(借方) 当座預金 4,382,000 / 売掛金 4,382,000
- (5) 決算日の銀行営業時間終了後、夜間金庫に当座預金として預け入れた現金 3,748,000 円の銀行側での処理が、決算日翌日の入金となっていた。
- (6) 社員旅行費用の支払のため当社が振り出した小切手 3,611,000 円が、当社に保管されたままであった。小切手を振り出した時点で下記のように会計処理は行っている。  
(借方) 未払金 3,611,000 / 当座預金 3,611,000

〔資料2〕

当社の当座預金勘定残高と取引銀行が発行した残高証明書における当座預金の金額とに差異があったため、〔資料1〕に基づき調整を行っている。

	調整内容	帳簿残高 (単位：円)	銀行残高 (単位：円)	仕訳
	【調整前】	42,871,129	【X】	
(1)	(イ)	①		A
(2)	連絡未通知	1,760,000		B
(3)	(ロ)		②	C
(4)	誤記帳	③		D
(5)	(ハ)		3,748,000	E
(6)	(ニ)	3,611,000		F
	【調整後】	④	④	

問1 上表の(イ)から(ニ)までに該当する内容を下記の語群から選択しなさい。  
解答用紙には、数字記号で解答すること。

1. 未渡小切手   2. 未取付小切手   3. 時間外預入   4. 誤記帳

問2 上表の①から④までに該当する数値を解答しなさい。  
数値がマイナスの場合は、数値の頭に「▲」を付すること (例 ▲600)。

問3 上表のAからFについて解答しなさい。  
・仕訳については「(借方勘定) 金額 / (貸方勘定) 金額」と記載すること  
(例 機械装置 7,000 / 未払金 7,000 )  
・仕訳がない場合には、「該当なし」と記載すること

問4 上表の【X】に該当する数値を解答しなさい。

問 次の文章を読み、以下の問題について答えなさい。

株式会社サルノ（決算日 3 月 31 日）は、A 銀行と B 銀行に当座預金口座を有している。  
 株式会社サルノの経理担当者 X 氏は、個人的な不正使用により秘密に B 銀行口座から 5,000,000 円を出金していたが、その事実は仕訳伝票に起票していないため帳簿残高へ反映されていない。  
 期末決算日付近になり、当該不正の発覚をおそれた X 氏は、①3 月 31 日（決算日）に A 銀行の小切手 5,000,000 円を振り出して、B 銀行へ渡している。当該行為に係る仕訳は起票されていない。

そして、期末日の翌日である 4 月 1 日に、架空の下記仕訳を起票している。

(借方) 仮払金	5,000,000	/	(貸方) 当座預金 (A 銀行)	5,000,000
----------	-----------	---	------------------	-----------

B 銀行は 4 月 1 日に A 銀行の小切手を手形交換所に持ち込み資金化している。  
 株式会社サルノの経理部は期末決算の一環として A 銀行及び B 銀行より残高証明書を手に入れた。残高が帳簿残高と一致しているため銀行勘定調整表は作成されていなかった。  
 ②株式会社サルノの会計監査人は、期末日基準における銀行残高確認状を A 銀行及び B 銀行に発送し、両行より回答を入手した。  
 会計監査人は、銀行残高確認状と帳簿残高が一致していることを確認した。

問1 下線①において、本来起票すべき正しい仕訳を解答しなさい。  
 利用する勘定名は下記の語群から選択しなさい。

当座預金 (A 銀行)、当座預金 (B 銀行)、売上高、仮払金

問2 下線②に関連して、以下の問題について解答しなさい。

(1) 会社が起票した架空の会計処理に基づいた場合の、下表について該当する数値を解答しなさい。

(単位：円)

	A 銀行当座預金		B 銀行当座預金	
	銀行 残高	会社 帳簿残高	銀行 残高	会社 帳簿残高
3/31 小切手振出前	30,000,000	30,000,000	45,000,000	50,000,000
3/31 振出後	【イ】	【ロ】	【ハ】	【ニ】
4/1 A 銀行引落後	25,000,000	25,000,000	50,000,000	50,000,000

(2) 本来の会計処理 (問 1 による) に基づいた場合の、下表について該当する数値を解答しなさい。

(単位：円)

	A 銀行当座預金		B 銀行当座預金	
	銀行 残高	会社 帳簿残高	銀行 残高	会社 帳簿残高
3/31 小切手振出前	30,000,000	30,000,000	45,000,000	50,000,000
3/31 振出後	【ホ】	【ヘ】	【ト】	【チ】
4/1 A 銀行引落後	25,000,000	20,000,000	50,000,000	55,000,000

問3 このような虚偽記載が行われている場合、その事実を検出するために銀行口座間預金振替取引に係る監査手続を行うことが必要である。  
 今回のケースを基礎として、銀行口座間預金振替取引に係る監査手続について述べなさい。

問 下記の枠文を読み、以下の問題について答えなさい。

株式会社サルノ（当事業年度は2018年4月1日から2019年3月31日とする）の監査チームにアサインされたY氏は、借入金の分担となり、監査手続の一環として支払利息のオーバーオール・テストを行うこととなった。

会計システムから出力されたデータを基礎として、前期末から当期末までの借入金について、長期及び短期の区分や6行ある金融機関別の借入を区分することなく、月次で「月首残高」「月中増加」「月中減少」「月末残高」を集計した増減明細表を【資料1】のように作成した。

契約書の閲覧、総勘定元帳の通査、経理担当者への質問等から、期中の増加は新規の借入によるものであること、期中の減少は既存の借入金返済によるものであること、前期末から引き続き借入を継続している契約については利率が変動していないことを確かめた。

オーバーオール・テストを行うにあたり、インチャージから受けた指示を再度確認してみたところ、

- ・①期中増減を反映した借入金の期中平均残高を各月末残高の平均から算出すること
- ・支払利息の推定額を算定するにあたって②適切な推定利率を用いること
- ・③期中平均残高に推定利率を乗じることで支払利息の推定額を算定すること
- ・④推定額と帳簿残高との乖離額が、④手続上の重要性を下回るか否か確かめること
- ・乖離額が、手続上の重要性を超える場合は、⑤その要因を分析し追加で検討すること

というものであった。

支払利息の帳簿残高は28,903,667円となっている。

問1 下線部①に記載のように、【資料1】の数値より期中平均残高を算定し、解答しなさい。  
小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第1位を四捨五入して答えよ。

問2 下記の(1)から(2)の記載内容に

(1) 適切な推定利率をどのようにするかインチャージに質問をしたところ、前期に算定した平均利率である1.50%を用いること、との回答があった。

下線部③の方法に従い、推定額を算定し、解答しなさい。

(2) 下線部④の方法に従い、乖離額を算定し、解答しなさい。

乖離額の算定にあたっては、推定額から帳簿残高を控除して算定し、また、マイナス残高となる場合には数値の頭に「▲」を付すること。

問3 「手続上の重要性」の金額についてインチャージに質問をしたところ、当期末監査における「手続上の重要性」の金額は11,250,000円である、との回答があった。

問2(2)における乖離額は、手続上の重要性を上回っていることが判明したため、下線部⑤のように追加で検討を行う必要が生じた。

(1) Y氏は、下線部②における「適正な推定利率」について前期に算定した平均利率を用いていることが妥当なのかと疑問を持った。

(ア)前期に算定した平均利率を当期におけるオーバーオール・テストに用いることができるのはどのような状況であると考えられるか解答しなさい。

(イ)当期の借入残高と平均利率の関連性を検討しようと考え、支払利息の月次計上額と月次平均残高との利率を算定した【資料2】を作成した。

【資料2】を閲覧したところ、月次平均利率は下落傾向となっていることがわかり、また、借入金残高の推移内容とも関連性があるのではとも考えた。

【資料2】から月次平均利率が下落傾向となった要因としてどのような事象が推測されるか、借入金残高の増減要因の観点から2つ解答しなさい。

- (2) インチャージに相談をしたところ、オーバーオール・テストの枠組みの中で、手法を改善しながら追加で検討することとし、その結果をもって判断を行うこととなった。  
当該問題の前提をふまえ、追加して行う改善手法とその理由について3つ解答しなさい。

【資料1】

(単位：百万円)

月次	2018年 3月	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月
月首 残高	2,200	2,180	3,160	3,140	3,120	3,100	3,080	2,260	2,240	2,220	3,000	3,180	2,467
増加		1,000								800	200		
減少	20	20	20	20	20	20	820	20	20	20	20	713	20
月末 残高	2,180	3,160	3,140	3,120	3,100	3,080	2,260	2,240	2,220	3,000	3,180	2,467	2,447

【資料2】

月次	2018年 3月	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月
利率 (月次)	1.60%	1.32%	1.32%	1.32%	1.32%	1.32%	1.14%	1.14%	1.14%	0.94%	0.90%	0.72%	0.71%

問 我が国では、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したもの  
に限り、売上高として計上する。そこで実現（販売完了）の2つの要件を答えなさい。

問 我が国において将来的に導入が検討されているIFRSの収益認識の考え方に関して、2014年  
5月28日、IFRSがFASBと行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する新基準IFRS  
第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「新基準第15号」という。）を公表した。  
そこで、金額の算定及び収益計上の時期の決定において、新基準第15号に定められている収  
益認識モデルの5つのステップを、認識を行う順序の通り答えなさい。

問 通常の売上取引は会社の根幹をなすビジネスサイクルであり、日々膨大な取引が行われて  
いるため、実証的検証のみでは監査業務を行うことができない。上記を念頭に、売上計上  
に関して、不適切な売上計上・架空売上について監査上どのような点に留意すべきか、4つ答  
えなさい。なお答案作成に際し、これらの売上がどのような場合に計上されることが多いかを  
想定し、そのためどんな留意が必要かを解答すること。

**問** 下記の表は売掛金に関する監査委員会研究報告第11号「監査マニュアル作成ガイド」に記載されている監査手続の例示及び留意事項の例示であるが、表中の空欄を下記の語群の中から選択し、答えなさい。ただし、例示している監査手続はすべてを記載しておらず、適宜省略していることに注意する。

(監査手続の例示)

監査手続
1. 売掛金に関する前期の(①)を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
2. 前期の(①)の査閲又は(②)・(③)等の閲覧により、売掛金に関して会社が採用する(④)を把握する。
7. 売掛金残高明細表を入手し、(⑤)の上、得意先元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。重要な調整項目がある場合には内容を検討し、関連資料と突合する。
8. 販売部門別、得意先別等の残高について、残高及び回転率の年次比較、月次比較等の(⑥)を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の(⑦)等に照らして合理的であることを確かめる。
12. 決算整理に係る資料を閲覧し、売掛金関連項目の処理の(⑧)及び(⑨)を確かめる。
14. 得意先元帳の通査等により、期末日前後の異常な売上、返品等の有無を調査し、その処理の(⑧)を確かめる。
(以下省略)

(留意事項の例示)

1. (⑩)又は(⑪)の売掛金はないか。
2. (⑫)以外の残高が混入していないか。
3. (⑬)の重要な残高はないか。また、重要な回収期日経過残高はないか。
4. 取引の性格、相手先との関係及びその信用状態、現在の取引状況等に問題はないか。
5. 返品処理等の遅延により、未回収となっているものはないか。
6. 親会社、子会社等に対して(⑭)を行っているか。
7. 為替予約等に係る(⑮)処理は妥当か。
8. 期末日前後に異常な取引はないか(特に、(⑯)との取引)。
9. 返品調整引当金を計上する必要はないか。

(語群)

a. 売上債権 b. 係争中 c. 残高確認 d. 監査調書 e. 簿外 f. 経理規定 g. 振当 h. 架空 i. 関係会社 j. 経営環境 k. 妥当性 l. マニュアル m. 会計方針 n. 継続性 o. 合計調べ p. 分析的手続
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**問** 金銭債権の評価(貸倒引当金)に関して、下記の空欄を埋めなさい。

債権区分	定義	貸倒見積高の算定方法
一般債権	経営状態に(①)な問題が生じていない債務者に対する債権	(③)
貸倒懸念債権	(②)の状況には至っていないが、債務の弁済に(①)な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	(④) (⑤)
破産更生債権等	(②)又は実質的に(②)に陥っている債務者に対する債権	(④)



**問** 金銭債権の評価（貸倒引当金）の監査に関して、次の設問に答えなさい。

- (1) 引当金は一般的に固有リスクが高いと判断されるが、それはなぜか、答えなさい。
- (2) 引当金は（1）に加え、一般的に統制リスクも高くなることが多いが、統制リスクの程度が相対的に低くなる場合とはどのような手続を含む場合か、3つ答えなさい。
- (3) 経営者が行った引当金の見積額を確かめるため、監査人は監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」に従って監査手続を実施する必要があるが、下記の文章の適否を判断し、適切である場合には○を、適切でない場合には×を答え、×の場合には理由を答えなさい。
  - ① 会計上の見積りにより特別な検討を必要とするリスクが生じている場合、実証手続に加えて経営者による見積りの不確実性の検討過程等を評価する。また、経営者が特別な検討を必要とするリスクを生じさせる会計上の見積りの不確実性の影響に適切に対応していないと判断した場合には、会計上の見積りの合理性を評価するために、監査上の許容範囲を設定することが必要となる場合がある。
  - ② 引当金の計算において、表計算ソフトにより計算をしている場合には、正確な計算が行われていることが多く、監査人としての正当な注意のレベルを軽減することが可能となる。
  - ③ 監査人が許容範囲を設定しており、監査人が設定した許容範囲が十分かつ適切な監査証拠を提供していると判断した場合には、監査人の許容範囲外にある経営者の見積額は、監査証拠により裏付けられないこととなる。よって、経営者の見積額と監査人の許容範囲との最大の差額が虚偽の表示となる。

**問** 販売プロセスの特徴について、「取引量」「内部統制」「不正」「実証手続」という単語を使って答えなさい。

**問** 2014年5月28日、IASBはFASBと行った共同プロジェクトの成果として、収益に関する新基準IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益について、金額の算定及び収益計上の時期の決定において5つのステップによる収益認識モデルを定めている。当該5つのステップを答えなさい。

**問** IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、「①(西暦)」年1月1日以降開始する事業年度から適用されている。

一方、我が国においては、企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成30年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した。本会計基準等の適用時期等については、平成「②」年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。また、早期適用として、平成「③」年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

①、②及び③に該当する年度を答えなさい。

**問** 以下の記述について、正しいものには○を、誤っているものには×を記載しなさい。

- ①在庫売上の計上条件として、売上会社の都合によること、対価の取得があること、預かり期間が短いこと、利益率が正常であるという要件を具備する必要がある。
- ②物品の引渡し又は役務の提供が完了しており、類似取引などから価格を合理的に見積もることができる場合であっても、販売価格が未確定で売上金額が確定しない場合、一般的に売上は計上すべきでない。
- ③企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第18号「工事契約に関する会計基準の適用指針」において、長期請負工事に関する収益の計上については、工事進行基準または工事完成基準のいずれかを選択適用することができると定められている。

**問** 輸出の売上取引に関して、以下の問いに答えなさい。

インコタームズとは、国際商業会議所（ICC）が制定した貿易取引条件とその解釈に関する国際規則（International Commercial Terms の略）である。  
代表的なインコタームズの略称である FOB 及び CIF について、その正式名称を答えなさい。

**問** 売掛債権の残高確認手続について、以下の問いに答えなさい。

売掛債権の残高確認手続によって、①強い証明力が得られると考えられるアサーション、②一般的に証明力が得られないと考えられるアサーションをそれぞれ1つ答えなさい。

**問** 「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について(会長通牒平成23年第3号)」において、最近の循環取引等の事例における、正当な注意義務に疑義があった事案をもとに、監査手続実施上の留意事項を示している。その中で、リスクの評価の際の留意事項として例示されている事項を、下記の例を除き3つ答えなさい。  
(例. 業界慣行、新規の取引)

**問** 売掛金の内部統制に関する以下の問いに答えなさい。

以下の3つは売掛金に関する内部統制の記述である。これらの内部統制が企業におけるどのようなリスクに対応しているかそれぞれ2つ記載しなさい。なお、解答にあたっては、それぞれ最後を「○○かもしれないリスク。」で締めること。

- (1) 返品、割引、割戻し、販売手数料、相殺等による売掛金の減額処理については所定の責任者による承認を受けて処理されている。
- (2) 請求額と入金額とに差異がある場合、その報告が所定の責任者に対し適時に行われ、差異原因を追求する仕組みが確立されている。
- (3) 売掛金の滞留管理は所定の責任者により実施されている。

**問** 売上計上に関する以下の問に答えなさい。

- (1) メーカーであるA社は部品100万円の加工を外注先であるB社に委託しており、その全量を150万円で買い取っている。B社は部品についての価格変動リスクを負っていない。この場合、①有償支給元であるA社がB社に部品100万円の加工委託をしたときにA社でいくら収益が計上されるか、また、②有償支給先であるB社において加工後に150万円でA社に売った（A社が買い取った）ときB社でいくら収益が計上されるか、理由とともに答えなさい。
- (2) 平成30年3月30日に公表された企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」において、収益認識には5つのステップが適用されている。この5つのステップについて、空欄①～③に当てはまる適切な語句を答えなさい。  
 ステップ1：顧客との（ ① ）を識別する。  
 ステップ2：（ ① ）における（ ② ）を識別する。  
 ステップ3：（ ③ ）を算定する。  
 ステップ4：（ ① ）における（ ② ）に（ ③ ）を配分する。  
 ステップ5：（ ② ）を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

**問** 売掛金の残高確認に関する以下の問に答えなさい

A君はB社（製造業、12月決算、売掛金残高確認基準日：12月末、売上計上基準：出荷基準、売上高50億円、当期利益1億円）の監査において売掛金の残高確認手を担当することとなった。A君が作成したコントロール・シート（一部抜粋、1/18現在）は次のとおりである。下記資料を参照して次の(1)～(3)の問に答えなさい。

（単位：千円）

#	得意先社名	発送日	回答期限	回収日	発送金額	回答金額	差異	備考
1	甲社	1/11	1/18	-	30,000	-	-	確認状未回答
2	乙社	1/11	1/18	1/17	50,000	30,000	20,000	左記差異原因についてのB社担当者回答「当社は出荷基準で売上計上、先方は検収基準で仕入計上しており、差異20,000千円のうち10,000千円は12月末出荷にかかる検収ズレにより発生したものです。残りの10,000千円については、1年前から先方未検収のままとなっております。」
3	丙社	1/11	1/18	1/17	40,000	40,000	-	確認金額について先方との間に差異はないが、売掛金が回収期限から1年以上滞留して未入金となっている。
⋮	⋮							

- (1) 甲社に対する残高確認は未回収となっているが、未回答の相手先に対する監査手続に関する以下文章の空欄①②に当てはまる適切な語句を答えなさい。

確認状について回答が入手できなかったため、社内証憑との照合による（ ① ）を行う場合があるが、社内証憑は一般的に証拠力が弱いと考えられるため、監査リスクが高まる可能性があることに留意する。

このため、重要な虚偽表示のリスクが高い取引については、より証拠力の強い（ ② ）を入手する。

- (2) 解答用紙に従い、乙社に対する残高確認の差異について、A君が実施すべき監査手続を答えなさい。また、1年前からの未検収による差異について留意すべき点を答えなさい。
- (3) 丙社に対する売掛金の残高確認で入手した監査証拠に関する問題点について答えなさい。

**問** 売上取引は会社の根幹をなすビジネスであり、膨大な取引が行われている。このため、売上計上に係る監査手続きとしては、実証的検証のみではなく、様々な監査手続きを行うことが考えられる。次に掲げる事項は、この膨大な販売行為を検証する際に想定されるケースを列挙したもののだが、こうしたケースに遭遇した場合に、あなたが監査人ならば、どのように対応し、手続きを実施するうえでどのようなことに留意するか、監査人として考えられる対応や留意点について検討し、解答欄（監査人として考えられる対応や留意点の箇所の空欄）に記入しなさい。なお、解答にあたっては、例題を参考にするとよい。

	想定されるケース	監査人として考えられる対応や留意点
例題	委託販売における販売代理店のように、一連の営業過程における販売に関して通常負担すべきリスクを負っていない場合には、総額表示は適切ではなく、純額表示が適切であるとも考えられることもある。	会社が売上高を大きく見せたいという思考がある可能性もあるため、取引の実態を適切に把握し、実態に即した処理・表示ができるように留意する。
(1)	売上の期間比較（月次推移、対前年比較等）をし、監査人の想像するトレンドを超えている場合には、特殊な事情があるか、不正売上・押し込み販売等の可能性もある。	
(2)	不適切な売上計上の多くは、決算期直前になり、予算（目標）未到達となった場合に行われることが多い。	
(3)	不適切な売上計上の多くは、関係会社との取引を利用して行われることが多い。	
(4)	不適切な売上については、通常、滞留債権になるため、会社担当者は滞留債権と認識される前に、当該売上の取消を行うことが考えられる。	
(5)	架空売上については、主要得意先で行うと異常値が目立つため、諸口口座を利用して行われることがある。	
(6)	架空売上の1つの傾向として、同じ利益率の売上や同じ品種の売上が連続（頻出）するなどの傾向が見られることがある。	

**問** 監査手続実施上の留意事項として立会・現場視察に関する対応が以下のとおり記載されている。空欄に入る最も適切な言葉を記入しなさい。

①立会・現場視察

立会先等の選定は（ア）を排除し、かつ（イ）を考慮することが必要である。また、（ウ）のリスクに応じて、会社が（エ）（例えば、通常選定していない事業所を選択する、（オ）を変更する。）を組み込むことを検討することも大切である。

②外部保管在庫等の現物確認の実施

重要な資産の実在性については、会社の内部資料と突合するだけでなく、外部からの（カ）や（キ）による回答などの（ク）を入手することや、外部保管倉庫の視察による在庫の（ケ）を十分に実施することに留意する。実在性確認のための視察対象場所の選定は、監査人（コ）が行うことが大切であるが、過去の事例では、故意に監査人が選定した現場と異なる現場に案内されたケースもあることから、慎重に対応する必要がある。

③仕掛品の現場視察等

仕掛品については、現物からは評価のポイントが分かり難いことを理由に、現物確認を（サ）するケースが見受けられるが、仕掛品の基本部品や工事進行基準の（シ）の外観を（ス）すること、又は原価工程表による原価の累積等との（セ）を確認することは、監査証拠として有効な場合がある。なお、現物確認等の難易度に応じ、立会担当者の（ソ）についても留意する。

**問** 受取手形における実在性の監査手続きとして、実査が有効である。具体的な確認の手続きは、監査委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド」財務諸表項目の監査手続編（平成 12 年 9 月 4 日 日本公認会計士協会）による、監査手続の例示を 5 つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

**問** 次の文章は、売掛金の確認に関する留意点について述べたものである。空欄に当てはまる適切な語句を語群から選んで記入しなさい。

- (1) 売掛金は重要な財務諸表項目であり、（ア）の程度が（イ）と判断されることが多いため、通常、売掛金については確認を実施する。
- (2) 売掛金あるいは受取手形の確認は、（ウ）に関する証明力は高いが、（エ）の監査証拠の入手にはならない。
- (3) （オ）確認に回答がない場合（回答（カ）を含む）、（キ）を実施しなければならない。
  - ・売掛金の（ク）の検証
  - ・出荷記録その他の（ケ）
- (4) 監査人は、不正リスクに対応する手続として（オ）確認を実施したが（コ）の場合、（キ）により十分かつ適切な監査証拠を入手できるか否か慎重に判断しなければならない。（キ）を実施する場合において、監査証拠として企業及び当該企業の子会社等が（サ）情報のみを利用するときは、当該情報の（シ）についてより慎重に判断しなければならない。（確認状（コ）の場合の不正リスク対応基準の取り扱い監査基準委員会報告書 505 F11-2）

**語群**

統制リスク 固有リスク 監査リスク 著しい 高い 低い 実在性 網羅性  
 権利と義務の帰属 評価の妥当性 期間配分の適切性 表示の妥当性  
 消極的 積極的 漏れ 未回答 未記入 再発送 代替的監査手続  
 回収状況 滞留状況 質問 閲覧 証憑突合 提出した 作成した  
 信頼性 裏付け 妥当性

**問** 販売プロセスに係る関連文書の閲覧及び再実施の際に留意すべき主なポイントを、解答用紙の例)を参考にして、売上高、売掛金それぞれに 3 つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

**問** 1. 以下の記述について、記載内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した場合はその理由を答えなさい。

- (1) 商品等棚卸資産の購入代価が決まっていない取引の場合、購入代価が確定した時点で仕入計上する。
  - (2) 有償支給の場合に留意すべき製造原価明細書における「原材料費」の二重計上の問題は、無償支給の場合において発生しない。
  - (3) 取引上のトラブル等の理由で確認を拒否された取引先については、会社担当者の立場も十分に考慮する必要もあるため、直ちに発送先から除外する。
2. 買掛金の確認状の回答について、回答金額が一致している場合には、追加の検証をしないことが監査の効率性の観点から望ましい、という意見に対し、あなたの見解とその理由を述べなさい。



**問** 以下は、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」における「会計処理通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準」に関する規定からの一部抜粋である。以下の空欄①～⑥にあてはまる語句を語群から選び、選んだカタカナを答えなさい。  
 なお、選択できるカタカナは1回のみとする。

《企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」からの一部抜粋》

7項	通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、（ ① ）をもって貸借対照表価額とし、期末における（ ② ）が（ ① ）よりも下落している場合には、当該（ ② ）をもって貸借対照表価額とする。この場合において、（ ① ）と当該（ ② ）との差額は当期の費用として処理する。
8項	売却市場において市場価格が観察できないときには、（ ③ ）を売価とする。これには、期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合や、契約により決められた一定の売価を用いる場合を含む。
9項	営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、（ ③ ）によることが困難な場合には、（ ② ）まで切り下げる方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。 (1) 帳簿価額を（ ④ ）（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで切り下げる方法 (2) 一定の（ ⑤ ）を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げる方法
10項	製造業における原材料等のように（ ⑥ ）の方が把握しやすく、（ ② ）が当該（ ⑥ ）に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、（ ⑥ ）（最終仕入原価を含む。以下同じ。）によることができる。

**【語群】**

ア：市場価格に基づく価額	イ：合理的に算定された価額	ウ：公正な評価額
エ：使用価値	オ：正味売却価額	カ：回収可能価額
キ：時価	ク：取得原価	ケ：割引現在価値
コ：正味実現可能価額	サ：処分見込価額	シ：回転期間
ス：経済的残存使用年数	セ：経済的耐用年数	ソ：残存簿価
タ：再調達原価	チ：利益率	ツ：許容金額

**問** 原価差額について実施する監査手続について、解答用紙に従って5つ記述しなさい。

**問** 以下の貿易取引の条件について、解答用紙の様式に従い説明しなさい。

- (1) F O B
- (2) C I F

**問** 以下の用語について、解答用紙の様式に従い内容を説明しなさい。

- (1) 有償支給取引
- (2) 直納

**問** 「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号）」に関して以下の問いに答えなさい。

- (1) 売価還元法とはどのような評価方法か説明しなさい。また、どのような業種に適用される評価方法か述べなさい。
- (2) 最終仕入原価法（最終取得原価法）とはどのような評価方法か説明しなさい。また、最終仕入原価法の適用は、重要性の乏しい棚卸資産においてのみ許容されているが、これはどのような理由によるものか説明しなさい。

**問** 購買プロセスについて、解答用紙に記載した内部統制が対応している起こり得る虚偽表示を選択し（解答用紙に番号を記載しなさい）、また実施すべき整備評価手続きを記載しなさい。

起こり得る虚偽表示

①	有効でない発注取引が記録されることにより、未発注の仕入及び実在しない仕入債務が計上される。
②	入荷品の検収処理が漏れることにより、仕入及び仕入債務の計上が漏れる。
③	入荷品の検収処理が適時に記録されないことにより、仕入れ及び仕入債務が不適切な会計期間に計上される。
④	検収処理済みの入荷品の金額の計算を誤ることにより、不正確な仕入及び仕入債務が計上される。
⑤	仕入（仕入債務）データが適切に総勘定元帳データに反映されず、不適切な会計仕訳が計上される。
⑥	仕入返品が適時かつ適切に処理及び記録されないことにより、未発生仕入及び実在しない仕入債務が計上される。
⑦	不適切な支払処理が行われることにより、仕入債務が過大あるいは過少に計上される。

**問** 以下の文章は、購買取引に関連する業務プロセスについて記述したものである。下記の語群より適切な語句を選択し空欄（ア～オ）を埋めよ。

**【語群】**

仕入計上、債務管理、検収、支払・支払準備・支払処理、発注

(1) (ア)

製造または販売のために必要な物品を、仕入業者に対して注文する。対象品、価格、数量、納期、納品場所、荷姿（包装の仕方、例えば段ボールや缶等）等の要素を決定する。

(2) (イ)

仕入業者から入荷した物品が、注文通り入荷しているかどうか確かめる。国内取引の場合、検収時に所有権が移転する取引が多い。

(3) (ウ)

仕入れた物品に係る会計処理を行う。資産計上、(ウ)などと同時に買掛金等の負債を計上する。

(4) (エ)

仕入業者から送付されてくる請求書（請求明細）をもとに、支払にあたって必要な各種社内手続を（例えば、請求明細と自社の債務データとの突合、支払依頼書の作成・承認、手形・小切手の振出準備、銀行振込依頼書の作成・承認等）を行う。そのうえで、あらかじめ決められた支払条件に応じて、仕入業者に対して仕入れた物品に係る支払いを行い、支払いに応じた会計処理を行う。

なお、支払条件には、締め日、支払日、支払手段（振込、手形他）等の要素がある。

(5) (オ)

仕入債務を、仕入業者ごとに仕入債務の発生日や発生原因等を明らかにして管理を行う。現在では、システムを利用する管理手法が一般的である。

**問** 以下の文章は、棚卸資産に関連する業務プロセスについて記述したものである。下記の語群より適切な語句を選択し空欄（ア～エ）を埋めよ。

**【語群】**

検収、払出、保管、生産

(1) (ア)

棚卸資産を外部取引先から購入し受け入れる。

(2) (イ)

原料や買入部品等を使用して棚卸資産を生産する。

原価計算制度を採用している企業においては、原価計算を行うことで当該棚卸資産の生産にかかったコストを算定する。

(3) (ウ)

生産した棚卸資産を払出までの間、(ウ)する。

(4) (エ)

棚卸資産を販売その他の要因によって出庫する。

**問** 以下の文章は、原価差異の会計処理について記述したものである。下記の語群より適切な語句を選択し空欄（ア～キ）を埋めよ。

**【語群】**

指図書、材料受入価格、予定価格、非原価、払出高、期末在高、科目

(1) 実際原価計算制度における原価差異の処理は、次の方法による。

① 原価差異は、(ア) 差異を除き、原則として当年度の売上原価に賦課する。

② (ア) 差異は、当年度の材料の(イ)と(ウ)に配賦する。この場合、材料の(ウ)については、材料の適当な種類群別に配賦する。

③ (エ) 等が不適当なため、比較的多額の原価差異が生ずる場合、直接材料費、直接労務費、直接経費および製造間接費に関する原価差異の処理は、次の方法による。

(i) 個別原価計算の場合

次の方法のいずれかによる。

イ. 当年度の売上原価と期末における棚卸資産に(オ)別に配賦する。

ロ. 当年度の売上原価と期末における棚卸資産に(カ)別に配賦する。

(ii) 総合原価計算の場合

当年度の売上原価と期末における棚卸資産に(カ)別に配賦する。

(2) 標準原価計算制度における原価差異の処理は、次の方法による。

① 数量差異、作業時間差異、能率差異等であって異常な状態に基づくと認められるものは、これを(キ)項目として処理する。

② 前記①の場合を除き、原価差異はすべて実際原価計算制度における処理の方法に準じて処理する。

**問** 棚卸資産には様々なリスクが考えられるが、以下のリスクに対する有効な統制を列挙せよ。

	リスクの内容	統制の内容
(1)	棚卸資産に関して会計上の誤りが生じる。	
(2)	仕掛品勘定から製品勘定への振替が適切に行われない。	
(3)	現物の在庫数量と在庫管理システム計上数量とが一致しない。	
(4)	承認されていない販売先への払出が行われる。	
(5)	棚卸資産評価損計上額に誤りが生じる	

**問** 購買プロセスに関連する重要な虚偽表示リスクの存在を示唆する状況と事象として考えられるもの5つ列挙せよ。

**問** 以下は実地棚卸立会に関する監査手続の例示である。それぞれの監査手続の監査要点として適切なものを下記の語群より選択しなさい（複数選択あり）。ただし、特定の監査要点がない場合には、解答欄に－を記載すること。

**【語群】**

実在性、網羅性、正確性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、表示の妥当性

	監査手続
( 1 )	実地棚卸規程、棚卸計画書、棚卸指示書等を事前に入手し、その内容を把握する。
( 2 )	立会上の重点項目、抜取り検査の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
( 3 )	必要と認めた場合には、立会開始前に保管場所の見取り図を入手して、工場、倉庫内を巡回し、棚卸の準備状況及び現品の保管状況を視察する。
( 4 )	入出荷部門で棚卸指示書どおり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
( 5 )	長期滞留品、不良品等に対して、棚卸担当者がどのように注意を払ったかを質問等により確かめる。
( 6 )	抜取り検査を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しく棚卸原票に記入されていることを確かめる。
( 7 )	抜取り検査手続において、必要と認めた場合には、物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
( 8 )	計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
( 9 )	同一品目で保管場所が数ヶ所に分散している場合には、適切な棚卸原票の添付方法が採られているかを確かめる。
( 10 )	棚卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られたことを確かめる。
( 11 )	異常品、預け品、預り品、未出荷品、未検収品、担保提供品の有無等について説明を求め、また、内容、リスト等を入手し、現品調査等を行う。
( 12 )	誤謬が発見された場合は、棚卸指示書（棚卸原票等の記載方法についての取扱い）に従って処理する。
( 13 )	必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社の棚卸責任者等とともに工場、倉庫等を巡回し、すべての現品に棚卸原票が添付されていることを確かめる。
( 14 )	棚卸原票の回収状況と管理状況（タグ・コントロール）を検証するため、棚卸原票使用報告書の内容を使用済棚卸原票、書損じ棚卸原票、未使用棚卸原票等と照合する。
( 15 )	入出庫の締切処理手続（カット・オフ）の妥当性を検証するため、入出荷部門で棚卸基準日の前後____日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高（又は製造費用）の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
( 16 )	実地棚卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

問 実地棚卸立会に係る一般的な監査手続を以下に例示している。文章中の空欄①～⑪に当てはまる適切な文言を下記のア～ヤの中から選択し記号で答えなさい。

1. 会社から実地棚卸規程、棚卸計画書、棚卸指示書等を事前に入手し、その内容を把握する。
2. 立会上の重点項目、( ① ) の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
3. 必要と認めた場合には、立会開始前に( ② ) を入手して、工場、倉庫内を巡回し、実地棚卸の( ③ ) 及び現品の( ④ ) を視察する。
4. 入出荷部門で棚卸指示書どおり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
5. 長期滞留品、不良品等に対して、棚卸担当者がどのように注意を払ったかを、質問等により確かめる。
6. ( ① ) を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しく棚卸原票に記入されていることを確かめる。
7. ( ① ) 手続において、必要と認めた場合には、一部の物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
8. 計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
9. 同一品目で保管場所が数箇所に分散している場合には、適切な棚卸原票の添付方法が採られていたことを確かめる。
10. 棚卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られているかを確かめる。
11. 異常品、預け品、( ⑤ )、未出荷品、( ⑥ )、担保提供品の有無について説明を求め、また、内容、リスト等入手し、現品調査等を行う。
12. 誤謬が発見された場合は、棚卸指示書にしたがって処理する。
13. 必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社の棚卸責任者等とともに工場、倉庫を巡回し、( ⑦ ) 現品に棚卸原票が添付されていることを確かめる。
14. 棚卸原票の回収状況と管理状況を検証するため、棚卸原票使用報告書の内容を( ⑧ ) 棚卸原票、( ⑨ ) 棚卸原票、( ⑩ ) 棚卸原票等と照合する。
15. 入出庫の( ⑪ ) の妥当性を検証するため、入出荷部門で棚卸基準日の前後\_\_ \_\_日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高(又は製造費用)の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
16. 実地棚卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォローアップすべき事項を要約する。

ア 管理状況	イ 一部の	ウ 前期の	エ 当期の	オ 分析的手続
カ 未検収品	キ 大部分の	ク 仕掛品	ケ 半製品	コ 見積もり
サ 預り品	シ 連絡先	ス 添付	セ 計上基準	ソ 全点検査
タ 帳簿突合	チ 使用済	ツ 残高確認	テ すべての	ト 簿外の
ナ 棚卸現品票	ニ 書損じ	ヌ 抜き取り検査	ネ 保管状況	ノ 準備状況
ハ 処理状況	ヒ ベリファイ入力	フ 目視	ヘ 未使用	ホ 評価方法
マ 質問	ミ 全件検査	ム 内部統制監査計画書	メ 正常品	
モ 締切処理手続(カットオフ)	ヤ 保管場所の見取図			



**問** 売上取引は会社の根幹をなすビジネスであり、膨大な取引が行われている。このため、売上計上に係る監査手続きとしては、実証的検証のみではなく、様々な監査手続きを行うことが考えられる。次に掲げる事項は、この膨大な販売行為を検証する際に想定されるケースを列挙したもののだが、こうしたケースに遭遇した場合に、あなたが監査人ならば、どのように対応し、手続きを実施するうえでどのようなことに留意するか、監査人として考えられる対応や留意点について検討し、解答欄（監査人として考えられる対応や留意点の箇所の空欄）に記入しなさい。なお、解答にあたっては、例題を参考にするよ。

	想定されるケース	監査人として考えられる対応や留意点
例題	委託販売における販売代理店のように、一連の営業過程における販売に関して通常負担すべきリスクを負っていない場合には、総額表示は適切ではなく、純額表示が適切であるとも考えられることもある。	会社が売上高を大きく見せたいという思考がある可能性もあるため、取引の実態を適切に把握し、実態に即した処理・表示ができるように留意する。
(1)	売上の期間比較（月次推移、対前年比較等）をし、監査人の想像するトレンドを超えている場合には、特殊な事情があるか、不正売上・押し込み販売等の可能性もある。	
(2)	不適切な売上計上の多くは、決算期直前になり、予算（目標）未到達となった場合に行われることが多い。	
(3)	不適切な売上計上の多くは、関係会社との取引を利用して行われることが多い。	
(4)	不適切な売上については、通常、滞留債権になるため、会社担当者は滞留債権と認識される前に、当該売上の取消を行うことが考えられる。	
(5)	架空売上については、主要得意先で行うと異常値が目立つため、諸口座を利用して行われることがある。	
(6)	架空売上の1つの傾向として、同じ利益率の売上や同じ品種の売上が連続（頻出）するなどの傾向が見られることがある。	

**問** 監査手続実施上の留意事項として立会・現場視察に関する対応が以下のとおり記載されている。空欄に入る最も適切な言葉を記入しなさい。

①立会・現場視察

立会先等の選定は（ア）を排除し、かつ（イ）を考慮することが必要である。

また、（ウ）のリスクに応じて、会社が（エ）（例えば、通常選定していない事業所を選択する、（オ）を変更する。）を組み込むことを検討することも大切である。

②外部保管在庫等の現物確認の実施

重要な資産の実在性については、会社の内部資料と突合するだけでなく、外部からの（カ）や（キ）による回答などの（ク）を入手することや、外部保管倉庫の視察による在庫の（ケ）を十分に実施することに留意する。実在性確認のための視察対象場所の選定は、監査人（コ）が行うことが大切であるが、過去の事例では、故意に監査人が選定した現場と異なる現場に案内されたケースもあることから、慎重に対応する必要がある。

③仕掛品の現場視察等

仕掛品については、現物からは評価のポイントが分かり難いことを理由に、現物確認を（サ）するケースが見受けられるが、仕掛品の基本部品や工事進行基準の（シ）の外観を（ス）すること、又は原価工程表による原価の累積等との（セ）を確認することは、監査証拠として有効な場合がある。なお、現物確認等の難易度に応じ、立会担当者の（ソ）についても留意する。

**問** 受取手形における実在性の監査手続きとして、実査が有効である。具体的な確認の手続きは、監査委員会研究報告第 11 号「監査マニュアル作成ガイド」財務諸表項目の監査手続編（平成 12 年 9 月 4 日 日本公認会計士協会）による、監査手続の例示を 5 つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

**問** 次の文章は、売掛金の確認に関する留意点について述べたものである。空欄に当てはまる適切な語句を語群から選んで記入しなさい。

- (1) 売掛金は重要な財務諸表項目であり、( ア ) の程度が ( イ ) と判断されることが多いため、通常、売掛金については確認を実施する。
- (2) 売掛金あるいは受取手形の確認は、( ウ ) に関する証明力は高いが、( エ ) の監査証拠の入手にはならない。
- (3) ( オ ) 確認に回答がない場合（回答 ( カ ) を含む）、( キ ) を実施しなければならない。
  - ・売掛金の ( ク ) の検証
  - ・出荷記録その他の ( ケ )
- (4) 監査人は、不正リスクに対応する手続として ( オ ) 確認を実施したが ( コ ) の場合、( キ ) により十分かつ適切な監査証拠を入手できるか否か慎重に判断しなければならない。( キ ) を実施する場合において、監査証拠として企業及び当該企業の子会社等が ( サ ) 情報のみを利用するときは、当該情報の ( シ ) についてより慎重に判断しなければならない。(確認状 ( コ ) の場合の不正リスク対応基準の取り扱い 監査基準委員会報告書 505 F11-2)

語群

統制リスク 固有リスク 監査リスク 著しい 高い 低い 実在性 網羅性  
 権利と義務の帰属 評価の妥当性 期間配分の適切性 表示の妥当性  
 消極的 積極的 漏れ 未回答 未記入 再発送 代替的監査手続  
 回収状況 滞留状況 質問 閲覧 証憑突合 提出した 作成した  
 信頼性 裏付け 妥当性

**問** 販売プロセスに係る関連文書の閲覧及び再実施の際に留意すべき主なポイントを、解答用紙の例)を参考にして、売上高、売掛金それぞれに3つ挙げ、簡潔に記載しなさい。

**問** 市場販売目的ソフトウェアの会計及び監査に関する以下の間に答えなさい。

<前提条件>

- A) 無形固定資産として計上されたソフトウェア制作費の総額 350,000千円
- B) 当該ソフトウェアの見込有効期間 3年
- C) 販売開始時における総見込販売数量及び総見込販売収益

	各年度の見込販売数量	販売開始時（初年度）の総見込販売数量及び各年度の期首の見込販売数量	各年度の見込販売単価	各年度の見込販売収益	販売開始時（初年度）の総見込販売収益及び各年度末の見込販売収益
	個	個	千円	千円	千円
初年度	1,200	3,500	200	240,000	501,000
2年度	1,500	2,300	150	225,000	261,000
3年度	800	800	45	36,000	36,000

(注) 本設例では、販売が進むにつれ販売価格の下落する傾向のあるソフトウェアの特性を加味している。

- D) 販売開始時における見込みどおりに各年度の販売収益が計上されたものとする。また、当該ソフトウェアの見込有効期間にも変更がなかったものとする。

- (1) 監査対象の会社は、上記の前提条件の下で、市場販売目的のソフトウェアについて見込販売数量に基づく減価償却の方法を採用している。下表の黒塗り部分は数値の記載を省略している。初年度の減価償却額を算定し、答えなさい（千円単位未満を切り捨て）。

	各年度の実績 販売数量	販売開始時（初年度） の総見込販売数量及び各年度の期首 の見込販売数量	各年度の減価 償却額	販売開始時（初年度） 又は各年度の 期首の未償却残高
	個	個	千円	千円
初年度	1,200	3,500		350,000
2年度	1,500	2,300		
3年度	800	800		

- (2) 会社が販売するソフトウェアは、販売期間の経過に伴い販売価格が下落する。会社は見込販売数量に基づく減価償却の方法を採用していることもあり、各年度末の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回る場合が想定される。

各年度末の未償却残高と翌期以降の見込販売収益の額を対比すると以下のとおりである。

	各年度末の未償 却残高	販売開始時の総見込販 売収益及び各年度末の 見込販売収益	各年度末における見込 販売収益を上回る未償 却残高の金額
	千円	千円	千円
販売開始時	350,000	501,000	-
初年度		261,000	
2年度		36,000	
3年度	-	-	-

上表の黒塗り部分は数値の記載を省略しているが、年度末の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回っている年度がある。これは当該ソフトウェアの収益性の低下により帳簿価額に見合う投下資本の回収が困難になっていることを意味する。

会社は、市場販売目的のソフトウェアは、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産であることから、資産のグルーピングを行ったところ、同一グルーピングに属する他の市場販売目的ソフトウェアの翌期以降の見込販売収益と合算すると、各年度末の未償却残高の合計額を上回っているため、収益性の低下は生じておらず、帳簿価額の減額を行う必要はなく、当初の見込販売数量に基づく減価償却を継続するとしている。

- ① 「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産であるため、グルーピングを行った上で減損を検討するという会社の主張について、監査人としてどのように考えるか記載しなさい。
- ② 年度末の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回っている部分の会計的取扱いについて、監査人としてどのように考えるか記載しなさい。
- ③ 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に準拠して、2年度末における未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回っている部分の金額（超過額）、及び3年度の減価償却額を算定し答えなさい。

**問** 以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている場合はその理由も答えなさい。

- (1) 固定資産の減損損失を測定する際に、帳簿価額から差し引く回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか低い方の金額となる。
- (2) 固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、取得原価に算入することはできず、期間費用にしなければならない。
- (3) 資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する。
- (4) 連結財務諸表を作成している会社の場合、固定資産の減損における資産のグルーピングは、連結上も個別財務諸表におけるグルーピングを原則とする。連結財務諸表においては、資産のグルーピング単位を改めて見直しする必要はない。

**問** 下記の文章は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号）、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号）について、リース取引の会計処理の判断にあたってのそのポイントを要約したものである。空欄①～⑩に当てはまる語句を解答欄に記入しなさい。

- (1) リース取引は（①）及び（②）に大別される。また、リース取引に含まれるリース契約には、土地・建物等の不動産契約上、（③）契約となっているものも含む。
- (2) （①）かどうかの判断に当たっては、当該リース取引が（④）かどうかの判断が重要である。
- (3) （④）の判断にあたっては、（⑤）基準と（⑥）基準の（⑦）の要件を満たしているかどうかで判断する。
- (4) （⑤）基準はリース料総額の（⑤）（物件本体＋金利＋多少の維持管理費）が（⑧）の 90%を上回っているかどうかで判断する。
- (5) （⑥）基準は（⑨）がリース物件の（⑥）の（⑩）%を上回っているかどうかで判断する。

**問** 「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」（監査委員会報告第27号）は、関係会社間の取引に係る土地・設備等の取引について、会計上の利益が実現したかどうかの判定基準（総合的に判断すべきものとして）を示したものであるが、当該規定は関係会社との固定資産取引に限らず、一般的な販売取引等の妥当性を検証する際にも有益である。

以下の上記規定の判断基準の空欄に入る最も適切な語句を《語群》から選び、記号で回答しなさい。なお、一度使用した語句を再度使用することもある。

- ① 譲渡対価に客観的な（ A ）がある
- ② 合理的な（ B ）の一環としての取引
- ③ （ C ）条件付売買又は再売買予約付売買でない
- ④ 資産譲渡取引に関する（ D ）要件を備えている
- ⑤ 譲受会社において、その資産の取得に（ E ）があり、かつ、その資産運用につき、（ F ）があると認められる
- ⑥ 引渡しがなされていること、または、（ G ）の登記がなされている
- ⑦ 代金回収条件が明確かつ妥当であり、（ H ）な債権である
- ⑧ 売主が譲渡資産を引続き使用しているときには、それに（ I ）がある

《語群》

ア 法律的	イ 合理性	ウ 客観性	エ 形式的	オ 所有権移転	カ 主体性	キ 信頼性	ク 買戻し
ケ 妥当性	コ 将来性	サ 回収可能	シ 回収不能	ス 担保	セ 経営計画	ソ 転売	タ 公共性

問 研究開発費とソフトウェアの会計について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 日本基準において、研究開発費はすべて発生時に費用として処理することが求められている。その理由を述べなさい。
- (2) 以下の例示のうち、研究・開発に該当しないものをすべて選びなさい。
  - ① 品質管理活動や完成品の製品検査に関する活動
  - ② 製品の品質改良、製造工程における改善活動
  - ③ 従来の製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化
  - ④ 既存製品の不具合等の修正に係る設計変更及び使用変更

問 建設仮勘定は、粉飾の手口として利用されやすい勘定科目である。

そこで、建設仮勘定を利用した不正の手口を1つ挙げなさい。そして、その不正を看過しないために監査人が実施すべき監査手続きを述べなさい。

問 固定資産の減損会計について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 減損会計基準の適用対象とはならない資産について、以下よりすべて選びなさい。
  - ① 土地
  - ② 投資有価証券
  - ③ 前払年金費用
  - ④ 投資不動産
  - ⑤ 借地権
  - ⑥ 繰延税金資産
- (2) (1) で減損会計基準の適用対象とはならない資産の中から1つ選び、適用される会計基準を答えなさい。なお、会計基準の名称は正式名称でなくともよい。
- (3) のれんは関連する資産グループとグルーピングを行った上で、減損会計を適用することが求められている。その理由を述べなさい。
- (4) 固定資産の減損会計は不正が生じやすい領域と考えられる。以下の文言のうちどれか一つを用いて、減損会計に係る不正の手口を挙げ、その不正に対応する監査手続きを述べなさい。
  - ✓ グルーピング
  - ✓ 本社費
  - ✓ 将来キャッシュフロー

問 クライアントであるA社からある建物の耐用年数を当事業年度から短縮したいと相談があった。どのような場合に、過去の誤謬の訂正には該当せずに会計上の見積もりの変更として認められるか、具体的な例を1つ挙げて答えなさい。

問 クライアントであるB社は当期、今まで自社で利用していた機械設備を子会社C社に簿価を上回る金額で売却していたことが判明した。あなたは何を確認するためにどのような監査手続を行いますか。3点記載しなさい。



問 減損の兆候に該当する事象を5点記載しなさい。なお、違う文言であっても同じ事象を指す場合は片方のみ正解とします。

問 以下は減損損失を認識した場合の注記である。①から⑤について記載しなさい。

- ・当該資産又は資産グループの（ ① ）
- ・減損損失を（ ② ）
- ・減損損失の（ ③ ）及び主な固定資産の（ ④ ）ごとの（ ⑤ ）
- ・資産（ ⑥ ）がある場合には当該資産（ ⑥ ）に係る資産を（ ⑥ ）化した方法
- ・回収可能価額が（ ⑦ ）の場合にはその旨及び（ ⑧ ）の算定方法、回収可能価額が（ ⑨ ）の場合にはその旨及び（ ⑩ ）

問 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び同適用指針第21号に関して下記の問いに答えなさい。

- (1) 資産除去債務とは何か答えなさい。
- (2) 以下は現時点で資産除去債務として計上すべきか。計上すべき場合は○、計上すべきでない場合は×とその理由、どちらともいえない場合は△とその理由を記載しなさい。
- ① 支店事務所のためにビルのフロアを賃貸した。賃貸契約には原状回復義務がある。原状回復にかかる費用は他支店の実績から10百万円と見積もることができる。
  - ② 発展途上国に工場を建設した。工場操業に伴い汚染が生じる予定である。各国で環境保護法により汚染浄化が求められているのが国際的には一般であり汚染浄化費用は50百万円である。しかし当該発展途上国では該当の法律がなく汚染浄化は法律で定められていない。
  - ③ 新興国に事務所を開設した。事務所の賃貸契約では原状回復義務がある。しかし、他国では実績があるものの当該国に進出するのはクライアントにとって初めてであり原状回復にかかる費用を合理的に見積もることができない。
- (3) (株)中都ガスは2018年4月1日に、液化ガス発生装置を取得し、天然ガスの供給販売を開始した。この設備の取得原価は40,000百万円であり、耐用年数は10年である。(株)東都ガスには、この設備を使用後除去する場合には、設置場所の残土を入れ替える法的義務があり、それにかかる費用は800百万円と見積もられている。
- 資産除去債務は、設備の取得時のみに発生し、減価償却は残存価額0円、定額法によって行う。割引率は2%で、決算日は3月31日である。
- 2028年3月31日に、液化ガス発生装置が除去された。しかし、その除去費用は、当初予測された金額ではなく、840百万円であった。

以上について次の問いに答えなさい。なお、回答に当たっては、円単位で計算した上で百万円未満切り捨てて回答しなさい。

- ① 2019年3月期における減価償却費（設備及び除去債務の合計）及び利息費用の金額を計算しなさい。
- ② 2028年3月期の設備の除却及び除去債務の精算仕訳を答えなさい。

問 固定資産の減損に係る基準について以下の問に答えなさい。

- (1) 減損会計制度について、日本基準、国際財務報告基準（以下 IFRS という。）、米国基準を比較してまとめると以下の通りとなる。

下記の表の（ ）に当てはまる語句を表の下の選択肢ア～オの中から1つずつ選び、その記号を答えなさい。

項目	IFRS	日本基準	米国基準
減損損失の認識	( ① ) が帳簿価額を下回る場合	( ② ) が帳簿価額を下回る場合	( ③ ) が帳簿価額を下回る場合
減損損失の測定	帳簿価額を ( ④ ) まで減額	帳簿価額を ( ⑤ ) まで減額	帳簿価額を ( ⑥ ) まで減額
減損損失の戻入れ	( ⑦ )	( ⑧ )	( ⑨ )

(選択肢)

ア. 戻入は行わない イ. 戻入可能 ウ. 回収可能価額 エ. 公正価値  
オ. 割引前将来キャッシュ・フローの総額

- (2) 固定資産の減損に係る会計基準において、減損の兆候として例示されている事象は以下の通りである。（ ）に当てはまる語句を答えなさい。

- ① 営業損失又は ( I ) によるキャッシュ・フローについて、( II ) 又はその見込があること  
② ( III ) または方法の変化 ( ( IV ) を著しく低下させるような変化) 又はその見込があること  
③ ( V ) の著しい悪化又はその見込があること  
④ ( VI ) が著しく下落したこと

- (3) あなたは会計士として、福岡を中心にスポーツ用品などを取り扱う FUKU スポーツ(株)の監査スタッフとして配属され、減損の検討を担当することになった。そこで、早速クライアントから減損の兆候がみられる各店舗について以下の資料を入手した。

各店舗について「減損の兆候」があると仮定した場合、「減損損失の認識」が必要か否か判定しなさい。また、減損損失の認識が必要と認められた店舗グループについては、答案用紙に従って減損金額を算定しなさい。なお、計算上百万円未満の端数が生じる場合には、最終段階で四捨五入して百万円単位で答えなさい。

**【資料】**

1. 資産グループ(単位：百万円。以下同様)

	天神本店	福岡南店	福岡西店
各店舗の資産の帳簿価額			
建物	2,200	500	900
備品	800	300	100
主要な資産の残存耐用年数	7年	5年	5年
市場価格(正味売却価額)	2,100	-	800

2. 各資産グループの属する各事業年度から得られるキャッシュ・フロー

年度	1	2	3	4	5	6	7	耐用年数終了後の 正味売却価値
天神本店	300	300	300	300	280	270	250	900
福岡南店	220	200	200	180	180	-	-	150
福岡西店	200	200	200	100	100	-	-	-

当社は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクについて割引率に反映させる方法を採用している。

3. 割引率（以下から適切なものを選択して使用すること。）

- ・ 当社の税引前加重平均資本コストは5%とする
- ・ 当社の税引後加重平均資本コストは4.2%とする。

**問** 資産除去債務とはどのようなものを IFRS における資産除去債務と比較しながら答案用紙に従って簡潔に答えなさい。

**問** 資産除去債務の発生時に、当該資産除去債務を合理的に見積もることができない場合はどのように処理をすべきか。

**問** リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針について以下の問いに答えなさい。

- (1) ファイナンス・リース取引に該当するための2要件をカタカナで答えなさい。
- (2) フルペイアウトの判定基準について、空欄に適切な語句を入れなさい。

次のどちらかに該当すれば、ファイナンス・リースと判定される。

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、貸し手の (① ) の概ね (② ) %以上
解約不能のリース期間が、リース物件の (③ ) の概ね (④ ) %以上

- (3) ①IFRS におけるリースの取扱いについて、空欄に適切な語句を答えなさい。

IFRS のリース会計処理

契約においてリース構成要素と非リース構成要素の識別を行ったうえで契約対価を配分する。リース部分については ( ) として資産計上するとともにリース負債を計上する。

②IFRS 基準を仮に国内で適用した場合、(リースの借り手となる) 会社にとって様々な影響を及ぼすと考えられます。あなたの考える影響について具体的な例を挙げながら記述しなさい。

**問** 減価償却方法の変更が会計方針の変更に該当する場合、その変更が「正当な理由」に基づいているかどうかを判断する必要がある。そこで、過年度遡及会計基準適用指針、監査・保証実務委員会実務指針第78号及び81号に沿って、「正当な理由」の内容を箇条書きで5つ記述しなさい。

問 金融商品及び外貨建取引の監査、会計処理に関する以下の文章について、記載内容が正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記載し、誤っている場合はその理由も答えなさい。

- (1) 金融商品取引に係る内部統制の評価について
- ア：内部統制に依拠して監査するかどうかは、金融商品取引の重要性や虚偽表示リスクを踏まえて会社が判断する。
  - イ：株式の取得取引のうち任意の1件を抽出してウォークスルーを実施すれば、整備状況の評価は完了する。
  - ウ：内部統制に依拠している場合、内部統制監査の効率性を踏まえ、第3四半期までの内部統制の運用状況が有効であることを確かめれば、それ以降の期間の運用状況の評価は省略できる。
  - エ：上場株式の期末評価に際して、担当者が誤って過年度の株価を使用し、管理者も発見できなかったが、監査人の指摘を受けて修正した場合、当該状況は内部統制上の不備に該当する。
- (2) 有価証券に対する実証手続について
- オ：資産の種類が異なるため、株券の実査は現金や受取手形とは異なる日に実施することが望ましい。
  - カ：会社が株券不発行会社の株式を保有している場合、株式取得時の証憑（株券不発行通知書）の実査では期末時点の実在性を立証できない。
  - キ：期末日直前に重要な株式を売却している場合、当該売却取引の証憑突合を実施すれば、期末日後の取引の有無を考慮する必要はない。
  - ク：会社の補助元帳にない銘柄が確認状に記載されていたが、補助元帳に記載された有価証券の実在性は確認できるため追加手続は不要である。
- (3) 有価証券に関する会計処理について
- ケ：自社の資金繰りが厳しくなった場合でも、満期保有目的の債券に区分していた社債を売却することはできない。
  - コ：関連会社が期末日の直前に上場し、時価のある関連会社株式になった場合、貸借対照表価額は期末日の時価で計上する。
  - サ：上場株式の時価評価差額について、全部純資産直入法と部分純資産直入法のどちらを採用しても、包括利益には影響を与えない。
  - シ：業務提携目的で保有する上場株式に含み損が生じており、株式を売却する予定がなくても、その他有価証券評価差額金に繰延税金資産を計上できる場合がある。
  - ス：上場株式の時価が著しく下落したとしても、下落が一時的であり、概ね1年以内に時価が取得価額の50%の水準まで回復する見込みが合理的な根拠をもって予測できる場合には、回復可能性があるとして判断できる。
  - セ：投資先（上場会社）の配当金が事前に公表されていた予想額と一致している場合、受取配当金の会計処理に係る原則的な処理方法と例外的な処理方法のどちらを採用しても、損益計算書には影響を与えない。
- (4) その他の金融商品に関する会計処理について
- ソ：金融資産及び金融負債の発生は原則として契約締結時に認識するが、売掛金や貸付金、デリバティブの発生を認識するタイミングは契約締結時ではない。
  - タ：ゴルフ会員権を減損処理する場合、当該ゴルフ会員権が預託保証金形式と株式形式のどちらであったとしても、総資産に与える影響は同じである。
  - チ：建設協力金を支払った場合、返済期日までのキャッシュ・フローの割引現在価値で計上し、当初支払額との差額は支払った年度に費用計上する。
- (5) 外貨建取引に関する会計処理について
- ツ：外貨建ての売掛金、前渡金、のれんは原則として期末日レートで換算する。
  - テ：外貨建て非上場株式の実質価額の著しい低下の有無は、原則として期末日レートで換算後の円貨で判断する。
  - ト：在外支店の換算によって為替換算調整勘定が発生することはない。

問 株式会社甲（決算日 3 月 31 日。以下、甲社）は外貨建売上債権の為替変動リスクに対応するために為替予約を利用している。取引の概要、直物為替相場と先物為替相場の推移は【前提条件】のとおりであり、これ以外に外貨建取引及び為替予約はない。

為替予約の会計処理に関して、金融商品会計基準（実務指針を含む）における原則的処理を採用した場合、外貨建取引等会計処理基準（実務指針を含む）における振当処理（直先差額は月割で期間按分する）を採用した場合のそれぞれについて、×1 年度（×1 年 3 月期）と×2 年度（×2 年 3 月期）の損益計算書に計上されるデリバティブ評価損益及び為替差損益のうち、①から⑤に該当する勘定科目の貸借及び計上額を答えなさい。なお、計上額がない場合、「該当なし」と記載すること。

【前提条件】

- ・甲社は×1 年 2 月 1 日に製品を 30,000 ユーロで販売した。
- ・当該取引に伴う売掛金の決済日は×1 年 4 月 30 日である。
- ・甲社はユーロ安に備え、×1 年 3 月 1 日にユーロ売建の為替予約（契約元本 30,000 ユーロ、決済日×1 年 4 月 30 日）を締結した。
- ・甲社には予定どおり、×1 年 4 月 30 日に 30,000 ユーロの入金があり、同日に為替予約も決済した。
- ・直物レート：2 月 1 日@135 円、3 月 1 日@133 円、3 月 31 日@131 円、4 月 30 日@129 円
- ・決済日×1 年 4 月 30 日の先物レート：3 月 1 日@132 円、3 月 31 日@130 円

		<原則的処理>		<振当処理>		
×1 年度	デリバティブ評価損益	①	千円	デリバティブ評価損益	④	千円
	為替差損益	②	千円	為替差損益	⑤	千円
×2 年度	デリバティブ評価損益	③	千円	デリバティブ評価損益		千円
	為替差損益		千円	為替差損益		千円

問 有価証券の時価評価および受取配当金に関する次の文章について、カッコ①から⑦に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

四角「A」には、適切な債券価格を論理的に算出するために必要な主要な要素が入るが、これにつき 2 つ簡潔に記載しなさい。四角「B」には、適切な会計処理について簡潔に記入しなさい。

株式に付すべき時価は（ ① ）とし、取引市場において公表されている取引価格の（ ② ）を優先適用し、（ ② ）がなければ（ ③ ）値を適用する。

債券に付すべき時価は（ ① ）とし、これがない場合には、これに準ずるものとして（ ④ ）に算定された価額が得られればその価額とする。その価額には、取引所等が公表する（ ① ）に基づき、**A** 等を勘案して算定する理論価格方式によるもの、債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する売買参考統計値の利回りを用いて算定する（ ⑤ ）価格方式によるもの等がある。

その他資本剰余金の処分による配当を受け取った場合、それが売買目的有価証券に分類されている株式からの配当の場合、当該配当金は（ ⑥ ）に計上される。一方、売買目的有価証券以外に分類されている株式の場合、当該配当金は原則的に**B**。また、配当金を計上する際に、その他利益剰余金の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合には、（ ⑦ ）に計上することができる。



**問** 有価証券の保有目的の変更は正当な理由なくこれを行うことはできない。この点について以下の問いに答えなさい。

- (1) 有価証券の保有目的の変更が認められる「正当な理由」がある場合とはどのような場合か。3点示しなさい。但し、満期保有目的の債券のみに適用される理由ではなく、有価証券全体に適用される場合を記載すること。
- (2) 有価証券の保有目的の変更を原則禁止している趣旨は、変更することによる不正を防止することであるが、もし正当な理由なく保有目的区分の変更を認めた場合、どのような不正が行われるおそれがあるか。具体的に一つ示せ。
- (3) 満期保有目的の債券を正当な理由なく一部を売却または他の目的区分へ変更を行った場合、どのような会計処理を行う必要があるか。
- (4) 下記表は、保有目的の変更があった場合、保有目的変更時にどのような会計処理となるかについてまとめたものである。ここで **(BS)** は、保有目的変更時に貸借対照表上に計上すべき有価証券の金額について、**(PL)** は、保有目的変更時に損益計算書に計上すべき金額についてそれぞれ記載している。カッコにあてはまる適切な語句を選択肢の中から一つ選びカタカナで答えなさい。なお、該当する事例が論理的に発生しない場合には「該当なし」を選択すること。また、各保有目的の変更には正当な理由があるものとする。

振替後 振替前	売買目的 有価証券	満期保有目的の 債券	子会社及び関連会社 株式	その他 有価証券
売買目的有 価証券	考慮外	<b>(BS)</b> ( ① ) <b>(PL)</b> ( ② )	<b>(BS)</b> ( ③ ) <b>(PL)</b> ( ④ )	<b>(BS)</b> ( ⑤ ) <b>(PL)</b> ( ⑥ )
子会社及び 関連会社株 式	<b>(BS)</b> ( ⑦ ) <b>(PL)</b> ( ⑧ )	<b>(BS)</b> ( ⑨ ) <b>(PL)</b> ( ⑩ )	考慮外	<b>(BS)</b> ( ⑪ ) <b>(PL)</b> ( ⑫ )
その他有価 証券	<b>(BS)</b> ( ⑬ ) <b>(PL)</b> ( ⑭ )	<b>(BS)</b> ( ⑮ ) <b>(PL)</b> ( ⑯ )	全部純資産直入法： <b>(BS)</b> ( ⑰ ) <b>(PL)</b> ( ⑱ ) 部分純資産直入法： (省略)	考慮外

選択肢

ア. 振替時の時価にて振替 イ. 期末時点の時価にて振替 ウ. 帳簿価額にて振替 エ. 子会社及び関連会社株式に該当することになった日の時価にて振替 オ. 評価差額を損益計算書に計上 カ. 振替時の有価証券の時価を損益計算書に計上 キ. 帳簿価額を損益計算書に計上 ク. 該当なし
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**問** 満期保有目的債券として保有している債券について減損処理を行った。減損処理を行った債券については、それ以後、償却原価法の適用は不要と考えてよいか。理由とともにあなたの考えを述べなさい。

- 問** 時価のある株式の減損処理については、売買目的有価証券を除き、時価が著しく下落したときは回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失とすると定められている。  
ここで、「回復する見込みがあると認められる場合」とは、どのような場合であるか。

- 問** 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価について以下の問いに答えなさい。

- (1) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式について実質価額が著しく低下したときは減損処理を行う必要がある。この場合の「著しく低下したとき」とはどのようなときであるか。簡潔に答えなさい。
- (2) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額の算定にあたり、たとえば子会社の場合などでは、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもあり、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。このときの事業計画等は合理的なものでなければならないが、監査上、どのような点に留意して会社の合理的な事業計画を検討する必要があるか。監査人の留意事項について簡潔に3点述べなさい。
- (3) (2)における事業計画等により、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。これに関して下記文章のカッコにあてはまる適切な語句を記入しなさい。

概ね( ① )年以内の合理的な事業計画に基づき検討を行い、実質価額が ( ② ) まで回復すると見込まれる場合には相当の減額をしないことも認められる。

- 問** 以下の文章の空欄に適切な語句を埋めよ。

- (1) 有価証券の流動・固定区分  
流動資産には、売買目的有価証券と〔 A 〕のみが計上される。
- (2) 有価証券の売買契約の認識  
有価証券の売買契約については、〔 B 〕から〔 C 〕までの期間が市場の規則又は慣行に従った〔 D 〕である場合、売買〔 B 〕に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う。  
約定日から受渡日までの期間が〔 D 〕よりも長い場合、売買契約は〔 E 〕であり、買手も売手も〔 B 〕に当該〔 E 〕による権利義務の発生を認識する。
- (3) 投資損失引当金の会計処理  
市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、下記の場合に投資損失引当金の計上が認められる。  
① 〔 F 〕  
② 〔 G 〕  
なお、「金融商品に係る会計基準」等により〔 H 〕の対象となる子会社株式等については、投資損失引当金による会計処理は認められないことに留意する。
- (4) デット・エクイティ・スワップの会計処理  
デット・エクイティ・スワップにより債権者が取得する株式は、通常、新たな資産と考えられる。取得株式の取得時の時価が対価としての受取額(譲渡金額)となり、消滅した債権の帳簿価額との差額を〔 I 〕として処理し、当該株式は時価で計上する。消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から〔 J 〕を控除した後の金額をいう。  
取得した株式の取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合には、〔 K 〕であり、取得した株式に市場価格がない場合には、〔 L 〕である。

問 市場価格のある株式からの受取配当金の会計処理（いつ収益を認識するか）を、金融商品会計に関する実務指針に基づいて、原則処理と例外処理に分けて記述しなさい。

問 甲株式会社（12月算、以下甲社と記載）の有価証券明細を一部抜粋し表1に記載している。

【指示事項】

- ・各設問において特段の指示が無い限り税効果会計を適用する。実効税率は30%とする。なお、繰延税金資産の回収可能性について問題はないものとする。
- ・甲社は「表1」以外に子会社を保有しており、連結財務諸表を作成している。
- ・各取引に係る手数料はないものとする。
- ・仕訳を解答する設問の場合には、使用する勘定科目は以下のものを利用すること。また仕訳が不要と思われる解答については、「仕訳なし」と記載すること。

【使用する勘定科目】

有価証券	関係会社株式	投資有価証券	現金預金
投資有価証券評価損益	有価証券運用損益	投資有価証券売却損益	
その他有価証券評価差額金	繰延税金資産	繰延税金負債	法人税等調整額

【表1】 甲社の有価証券明細の一部

銘柄	X1年		X2年	
	取得価額	X1年末時価	売却時時価	X2年末時価
A社株式	1,000千円	400千円	—	600千円
B社株式	—	—	—	?千円
C社株式	500千円	600千円	1,000千円	—
D社株式	36,000千円	—	—	—

- (1) A社株式はX1年期中に取得し、その他有価証券（勘定科目は「投資有価証券」）として保有していたが、X1年末において減損処理を行うことにした。当該評価損について税務上損金処理は認められないものである。
- ① A社株式に関して、X1年末における会計処理を示せ。
  - ② A社株式に関して、X2年末における会計処理を示せ。
- (2) B社(12月決算)は上場会社であり、甲社がX2年期首に100,000株（発行済株式総数の25%）を1株12,000円で取得した。B社は関連会社に該当する。  
B社株式のX2年12月末の終値は1株13,000円、B社のX2年12月期の当期純利益は150,000千円である。また、甲社ではB社株式の取得に関する会計処理以外の処理は行っていない。B社株式について、X2年期末の甲社の個別貸借対照表に計上される金額を答えなさい。なお、記載されていない条件は考慮する必要はない。
- (3) C社株式についてはその他有価証券（勘定科目は「投資有価証券」）として保有しており、評価差額については全部純資産直入法を採用しており、翌期首に洗替処理を行っている。
- ① C社株式について、X1年末に必要な会計処理を示せ。
  - ② X2年にC社株式を売却している。C社株式について、X2年売却時に必要な会計処理を示せ。
- (4) D社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式である。D社の発行済み株式総数は設立時から10,000株であり、甲社はそのうち10%を取得時より保有しており、その他有価証券に分類している。X1年末の1株あたり実質価額は220ドル、X2年末の1株あたり実質価額は110ドル、甲社がD社株式を取得した時点の為替レートは1ドル120円、X1年末が1ドル75円、X2年末が1ドル130円である。X2年末時点では、D社株式の実質価額の回復可能性はないと判断し、減損処理を行う。  
X1年末、X2年末の甲社の財務諸表に計上されるD社株式の金額を答えなさい。なお、X1年末時点での減損実施の判断は各自で行うこと。

**問** 以下の設例について、X2年3月末に必要な決算仕訳を下記場合分けに従って記載しなさい。

(設例)

A株式会社は東証1部上場会社のYYY株式会社の株式を所有している。

YYY(株)株式の取得原価は5,000で、その他有価証券(全部純資産直入法)で評価を行っている。実効税率は30%とする。

X1年3月末 時価が1,000のため、減損処理(減損金額 4,000)

当該減損金額は全額別表4上で加算・留保している。

X2年3月末 時価が7,000に回復(上記減損は、別表5の1において留保されている)

1. X1年3月末・X2年3月末に減損に対する繰延税金資産を認識していない場合
2. X1年3月末・X2年3月末に減損に対する繰延税金資産を認識している場合

**問** 資金運用が監査上問題となるのは、最近、複雑な内容の金融(派生)商品が開発され、会社の資金運用担当者も監査する会計士のほうもこれらの中身を十分理解するのが困難になっている場面においてです。金融商品を中心とした資金運用の監査において留意すべき事項を2点述べなさい。

**問** 永田英俊は公認会計士であり、N監査法人の若手マネージャーでもある。今日は朝一から、担当会社(株)グランピア)の監査現場に出向いていた。「監査調書」と期末の「事前打ち合わせ資料」をレビューするためである。

(株)グランピアは、カリスマ社長の堀内亜門を中心としたIT関連企業(年商800億円、資本金6億)であり、3年前に上場した。自らがそうしたベンチャー企業でありながら、最近、他のベンチャー企業への投資も行っていた。(株)サウス(資本金1億円、債務超過4億円、年商1億円)という会社に対してであった。これは、堀内が独断で、企業同友会であった旧友 南田孝(株)サウス社長)への援助を決めてしまったからである。

(株)サウスもまた、一昨年設立されたばかりのIT関連企業であり、ソフトウェアを開発している。「ソフトウェアの会計基準」により、開発コストはすべて費用処理される。その結果、債務超過となり、金融機関の貸し渋りにあい、資金繰りに窮していたのであった。

山本が永田に問いかけた。

「永田さん、この会社、(株)サウスの第三者割当増資(3億円、すべて議決権株式)を引き受けたんですけど、(株)サウスの計算書類を見たら、それでも債務超過になるんですよ。投資しただけで減損するっていうのも変な話でしょ。だから、評価の見直しに関しては、据え置きにしようと思うのですが、どうでしょうか？」

「でも、監査上、何も検討しないわけには行かないでしょ。先方の事業計画とかはどうなっているの？」

「来期下期にはソフトウェアが完成して発売されるので、来期はトントン、2年後には黒字を見込んでいます。」

「それって、(株)サウスの経理担当者がエクセルでさっと作って、持ってきただけじゃないの？」

「そうなんです、・・・」

永田は、山本に対して指示した。

「それだけじゃちょっと、監査上厳しいね。減損処理しないことは、気持ちとしてわかる。しかし、それを裏付けるための根拠が必要だよな。」

<設問1>

永田は、山本が入手した事業計画書の検討では、なぜ監査手続として不十分と考えたのでしょうか。

<設問2>

あなたが期末監査終了後に経営者層向け長文報告書“マネジメント・レター”に会社組織管理上有用な提言を記述するとしたら、何を記述しますか？



**問** 「監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）」（平成12年9月4日 日本公認会計士協会監査委員会研究報告第11号）に記載されている、「有価証券・投資有価証券（関係会社有価証券を含む）」の監査手続の例示、留意事項の例示をそれぞれ1つ記載しなさい。

**問** 時価のある有価証券の減損処理方法について、金融商品会計に関する実務指針に基づいて記載しなさい。

**問** 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理について、金融商品会計に関する実務指針に基づいて記載しなさい。

**問** 法令によって企業が掛金等を負担しなければならない保険料を法定福利費といいます。一般的に法定福利費に含まれる項目の名称を列挙してください。なお、講義の際に配布されたテキスト「監査306 人件費【その1】【その2】」にしたがって記述してください。また、法定福利費は事業主、従業員本人及び、双方が負担する3つのケースがありますが、上記回答の中で全額事業主負担の項目を記載してください。

**問** 社会保険料、雇用保険料、源泉所得税、住民税に関し、講義の際に配布されたテキスト「監査306 人件費【その1】【その2】」に沿って、以下の文章の空欄に適切な語句等を入れてください。

- 社会保険料は、毎年（ ① ）現在の全被保険者を対象に、（ ② ）月の給与実績に基づいた新しい（ ③ ）により決定される。
- 雇用保険料は、先ず毎年（ ④ ）月に概算保険料を納付し、（ ⑤ ）までにおける1年間の給与実績額に基づいた確定保険料との過不足額の精算を（ ⑥ ）月に行う。
- 給与等の支払いをする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、（ ⑦ ）までに、これを国に納付しなければならない。従業員個人にとっては、所得税の前払いであって、その年の最後に給与等が支払われる際に年末調整として精算される。但し、（ ⑧ ）の人、（ ⑨ ）人等は、別途確定申告をする必要がある。
- 地方税である住民税についても、所得税と同様に源泉徴収する。住民税では、（ ⑩ ）によって算出された年税額の（ ⑪ ）ずつを（ ⑫ ）まで徴収する。住民税額の要控除額は（ ⑬ ）に基づくことになる。

**問** 近年、会社の役員（ここでは取締役、監査役とする）の報酬の透明化等の社会的要請もあり、役員退職慰労金制度を廃止する企業が多くなっています。監査・保証実務委員会実務指針第42号の記載に従って、役員退職慰労金制度を廃止した場合の会計処理をその理由とともに記載してください。

**問** 執行役員に対する退職慰労金制度には様々な形態がありますが、監査・保証実務委員会実務指針第42号の記載に従って、制度設計ごとの執行役員に対する退職慰労引当金の会計処理について記載してください。



問 以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている場合はその理由も答えなさい。

- (1) 役員報酬について、法人税法上は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与以外のものの額は損金の額に算入されないが、利益連動給与の算定指標の範囲は、売上高、当期利益等に限られ、自己資本利益率その他の利益に関連する一定の指標は含まれない。
- (2) 健康保険料及び厚生年金保険料は、毎年7月に、その年の4月、5月、6月の給与実績に基づいた標準報酬月額により、その年の9月から翌年8月までの保険料が、給与等の著しい変動により標準報酬月額が改訂される場合を除いて確定している。そのため、賞与の支給に対して保険料が生じることはないので、賞与引当金の計上に関して、健康保険料及び厚生年金保険料については、何も考慮することはない。
- (3) 当期の職務に係る役員賞与を当期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合において、当期に既に支給した役員報酬に株主総会決議によって支給が予定されている役員賞与を加算した額が、あらかじめ株主総会で決議されている取締役報酬限度額または監査役報酬限度額の範囲内であれば、当該役員賞与については確定債務として未払役員賞与として会計処理することができる。
- (4) 役員退職慰労金については、株主総会で決議され、役員退職慰労金規程等に基づいて計算された金額を支払うものであるから、役員退職慰労金規程が整備され、その規程に基づく支給の実績があるときにおいても、法人税法における損金の額とする事業年度と同様に、会計上も株主総会決議のあった時又は支給した事業年度に費用処理することになる。
- (5) 給与等の支払いをする者は、その支払いの際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならないと所得税法で定められている。また、地方税である住民税については、1年間の実績によって算出された年税額の12分の1を翌年の4月から翌々年の3月まで徴収することになる。

(資料) 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(平成31年度分)(抜粋)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1460	0	0	0	49,500

**問** 以下の文章の、(1) は人件費プロセスに係る内部統制に係る統制リスクの評価に関する監査上の留意点について、(2) は人件費プロセスの実証手続に関する監査上の留意点について述べたものである。空欄①～⑦にあてはまる適切な語句を答えなさい。

- (1) 給与等は、費用項目であるが、実務的には、( ① ) よりその ( ② ) ( ③ ) が重要となる。不正(架空の従業員への支払い等)及び過大支払いの場合のリスクと給料が支払われない、あるいは、過少支払いの場合を考えれば、検証すべき方向は自ずと ( ② ) が重要であることが理解できる。統制リスク評価において、人件費サイクルは、いくつかの業務区分の分類できるが、そのうち、従業員マスタの登録、給与マスタの登録、勤怠情報の登録においては、統制活動として、いずれも ( ④ ) が行われていることが重要である。
- (2) 給与等は、残業手当等を除いて、売上高や生産高の増減に係らず変動しない費用で固定的な性格が強い。また、従業員の ( ② ) あるいは給与計算の ( ③ ) に関する内部統制に関しても比較的検証しやすいため、人員等をもとにした ( ⑤ ) による検証に適した科目である。なお、このような勘定の特殊性から 決算に係わる大がかりな ( ⑥ ) に利用されることは少ないが、個人的な ( ⑥ ) に利用されることは比較的多いため留意が必要である。
- 一方、賞与引当金、退職給付引当金等、見積計上あるいは決算処理での対応となる勘定に関しては、上記とは逆に内部統制の検証による ( ⑤ ) より ( ⑦ ) が適している場合が多い。

**問** いわゆる人件費サイクルに関連して、通常整備されているべき内部統制の概要を記載してください。そのうえで、不正実行者(部門、役職名等を記載すること)、想定される不正の手口、それを防止するために適切に運用されるべき内部統制(業務プロセス)をそれぞれ2つ列挙してください。内部統制の検証手続が立案可能な程度に具体的に記載してください。

**問** 企業が採用する退職給付制度は、企業の規模、方針、雇用関係、株主との関係等により決められます。企業が採用している主な退職給付制度を4つ列挙してください。

**問** ストック・オプションに関して、以下の仕訳の勘定科目の空欄につき埋めなさい。

**【付与時の仕訳】**

(借方)	①	2,000	(貸方)	②	2,000
------	---	-------	------	---	-------

**【行使時の仕訳】**

(借方)	現金預金	3,000	(貸方)	③	5,000
	②	2,000			

**【失効時の仕訳】**

(借方)	②	2,000	(貸方)	④	2,000
------	---	-------	------	---	-------

問 ストック・オプションについての以下の文章につき、空欄を埋めなさい。

一般的に、オプションの公正価値は「ブラック・ショールズ理論」に基づくオプション・プライシング・モデルを用いて算出されます。「ブラック・ショールズ理論」にしたがって算出した「満期時の予想株価の( ① )」と「満期時の( ② )の予想される( ① )」の差額がオプションの価値になります。

付与日時点では、将来の株価は不明ですが、「付与日時点の株価」と「配当率」と「( ③ )」の3変数で予想し、「( ④ )」の割引率、「オプションの( ⑤ )」で( ① )に割り引くことにより算出します。

問 従業員の給与支給に関して、以下の問いに答えなさい。

(1) 会社は従業員の給与支給に関して、各々の従業員の給与計算を実施しています。給与計算と支払いの流れについて、簡潔に記述しなさい。

(2) 労働基準法第24条では、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなくてはならない」と賃金の支払いについて規定しています。(賃金支払い5原則)

賃金支払いに際し、会社が行った下記①～⑨について、例外的に認められるものについて「○」、違反しているものについて「×」を記載しなさい。(なお、それぞれの場合で、対象者は労働協約等の適用を受ける労働者であり、その他就業規則や労働契約でその旨を定めているものとする。)

- ① 現金等価物である小切手で支払う。
- ② 労働組合との労働協約の上、通勤定期については、現物支給とする。
- ③ 未成年者であるA君の給料について、本人の同意の上、A君の親に支払う。
- ④ 従業員B氏の給料について、本人名義と地方にいるB氏の親名義の銀行口座に振込む。
- ⑤ 従業員C氏は病気で入院したため、その妻が代わりに取りにきたため支払った。
- ⑥ 労働協約の上で、組合費を毎月の賃金から天引きしている。
- ⑦ 従業員D氏は、会社から借金をしており、自分の給料から毎月2万円を相殺して返済している。
- ⑧ E氏は年俸制をとっており、1年分先払いで一括払いとした。
- ⑨ 中途入社したF氏は、入社初月は日割りで3日分の給料のため、翌月のまとめて払うこととした。
- ⑩ 当社の給与支払日は毎月末日に定めている。

(3) 労働基準法第24条の規定の但し書で、法令で別段の定めがある場合は控除して支給することができます。支給時における控除項目につき、どのようなものがあるか答えなさい。

**問** 人件費に係る引当金に関する以下の文章の空欄に入る適当な文言をア～シより選択し、記号で答えなさい。

引当金は( ① )を伴うことが多いため、経営者が引当金の見積りに関する有効な内部統制を確立することは困難な場合があり、統制リスクも高くなる。しかしながら、引当金の見積りに関する内部統制が以下のような手続きを含む場合には、通常、統制リスクの程度は相対的に低くなる。

- (1) 引当金の( ② )に必要となる正確な( ③ )を信頼し得る状況下において収集する。
- (2) 経験豊富な( ④ )又は専門家が引当金の( ② )に関与する。
- (3) 上位の( ④ )が、引当金の( ② )に影響を与える( ⑤ )の把握及び( ⑥ )の設定に対して( ⑦ )と( ⑧ )を行う。
- (4) 過年度の引当金の( ② )と( ⑨ )とを比較する。
- (5) 上位の( ④ )が引当金の( ② )の方法とその結果が( ⑩ )と矛盾していないかを検討する。

なお、引当金の見積りについては経営者が( ⑪ )を無効化して決算操作等の( ⑫ )を行うリスクが高いことに留意する。

ア. 承認	イ. 経営計画	ウ. 役職者	エ. 要因
オ. 主観的判断	カ. 仮定	キ. 情報	ク. 見積り
ケ. 実績	コ. 査閲	サ. 不正	シ. 内部統制

**問** 人件費に関する不正は、不正支出による不正と不適切な会計処理に分けることができる。不適切な会計処理として考えられる事例を挙げ、監査人としてどのように検証するか簡潔に記述しなさい。

**問** 人件費に関して考えられる下記の 8 つの不正手法について、それぞれ回答用紙に記載された(1)～(5)の目的・動機に分類しなさい。なお回答は記号によること。

	手法
A	工事進行基準における人件費の過大計上
B	出来高給与達成のための売上過大計上
C	子会社が負担すべき人件費を親会社負担として処理する
D	残業代の水増し請求(勤務時間の水増し)
E	従業員による架空従業員等への給与支出
F	特定の店舗への人件費の過小配賦
G	経営者による架空従業員等への給与支出
H	個別原価計算におけるプロジェクト間の人件費付け替え(または、自社利用ソフトウェア等への振替)

**問** 人件費の監査において、取扱うデータが最大級の秘密情報であることからどういう点に注意する必要があるかを簡潔に述べなさい。

また、そのような注意を怠った場合に予想される事態についても簡潔に述べなさい。

**問** 従業員に給料等を支給する際に控除される項目を列挙しなさい。

**問** 人件費プロセスの監査上の留意点について以下に記載しているが、内容が正しい場合には○、間違っている場合には×を記載しなさい。また、×の場合はその理由を述べなさい。

- (1) 給与は費用項目であるから網羅性の検証が重要となる。
- (2) 組織構成と会計上の費用負担の区分については、給与の支給額に影響するものではないため監査上特に注意する必要は無い。
- (3) 出向元が出向者に対し給与等を払い、出向先から負担金を受け取る場合、給与のマイナス処理をするのが正しい処理である。

**問** 人件費プロセスに係る実証手続の策定及び実施に関して、下記の文章内の ( ) 内から適したものを記号で答えたとともに、そうなる理由を簡潔に述べなさい。

- (1) 給与等は人員等をもとにした分析的手続による検証に (A適した・B適さない) 科目である。
- (2) 賞与引当金、退職給付引当金等は (A内部統制の検証による分析手続・B詳細テスト) が適している場合が多い。

**問** 労務費の監査手続に際しての留意事項として考えられるものを3つ列挙しなさい。

**問** スtock・オプションを導入するメリットとデメリットをそれぞれ述べなさい。

**問** 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号）における「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」に含まれる税金の種類、納付先及び財務諸表における表示について、下表の空欄（ア）～（サ）に入る用語を解答用紙に記載した上で、以下の設問に答えなさい。

税金の種類		納付先	損益計算書の表示	貸借対照表の表示
法人税	—	(カ)	(ケ)	(サ)
住民税	(ア)	(キ)		
	(イ)	(ク)		
事業税	(ウ)	(キ)	(コ)	
	(エ)			
	(オ)			

- (1) (オ) を (コ) として表示する理由を2つ答えなさい。
- (2) 令和1年10月1日以後に開始される事業年度から廃止される国税の名称を答えなさい。
- (3) 更正等による追徴及び還付税額の会計上の処理について答えなさい。



**問** 税効果会計について以下の設問に答えなさい。

- (1) 一時差異の意義を答えなさい。
- (2) 繰延税金資産の回収可能性の判断について、企業会計基準適用指針第 26 号に基づき、「分類 2」と判断されるための要件と繰延税金資産の回収可能性の判断をそれぞれ示しなさい。
- (3) 繰延税金資産の回収可能性があるかと判断できないものを 1 つ答えなさい。
  - ① 「分類 1」の会社が、スケジューリング不能なゴルフ会員権評価損に係る繰延税金資産を計上している場合
  - ② 「分類 2」の会社が、6 年後に解消が見込まれる貸倒引当金に係る繰延税金資産を計上している場合
  - ③ 「分類 3」の会社が、退職給付引当金に係る繰延税金資産を全額計上している場合
  - ④ 「分類 4」の会社が、5 年後に解消が見込まれる役員退職慰労引当金に係る繰延税金資産を計上している場合
- (4) その他有価証券の評価差額のうちスケジューリングが不能なものに関する「分類 3」の会社の判断として、誤っているものを 1 つ答えなさい。
  - ① 評価差額の純額が評価差益であったため、繰延税金負債を認識した。
  - ② 評価差額の純額が評価差損であったため、繰延税金資産を認識した。
  - ③ 評価差額の純額が評価差損であったため、当該繰延税金資産の回収可能性はないものとして取り扱った。
  - ④ 将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額からスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額を限度として、純額の評価差損に係る繰延税金資産を計上した。

**問** 将来減算一時差異の解消スケジュールが以下の場合、企業会計基準適用指針第 26 号における「分類 1」の会社及び「分類 2」の会社における回収可能と判断される繰延税金資産の金額を算定しなさい。なお法定実効税率は 30%とする。

	当期 残高	将来解消スケジュール						
		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目 以降	不能
未払事業税	1,000	1,000						
退職給付引当金	3,000	200	200	200	200	200	2,000	
役員退職慰労引当金	2,000	200	200					1,600
賞与引当金	1,000	1,000						
減価償却費	2,000	400	400	400	400	400		
投資有価証券評価損	1,000							1,000
合計	10,000	2,800	800	600	600	600	2,000	2,600

**問** 企業会計基準第 28 号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正に従って、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等について以下の設問に答えなさい。

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示について ( ) を埋めなさい。  
繰延税金資産は ( ア ) の区分に表示し、繰延税金負債は ( イ ) の区分に表示する。
- (2) 財務諸表及び連結財務諸表に記載すべき注記事項を 4 つ答えなさい。

**問** 税効果会計（個別）における監査手続について、枠内から適当な用語を選び、番号で答えなさい。なお、1つの用語の使用回数は1回のみである。

- ① 税効果会計に関する前期の（ア）を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
- ② 前期の（ア）の査閲又は（イ）・マニュアル等の閲覧により、税効果会計に関して会社が採用する（ウ）を把握する。
- ③ 税効果会計に関する（ウ）や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、（エ）があることを確かめる。
- ④ （ウ）に影響を及ぼす（オ）の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
- ⑤ （カ）において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、（カ）立案時以降における状況の変化に対応して、（カ）を変更する必要性の有無を検討する。
- ⑥ 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、（キ）の妥当性を確かめる。
- ⑦ 繰延税金資産・負債の増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
- ⑧ 期末残高について前期同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
- ⑨ 繰延税金資産・負債及び（ク）の算出過程について、関連する委員会報告等との整合を図るとともに、法人税申告書（ケ）及びその他関連証憑資料と突合し、その妥当性を検証する。
- ⑩ 繰延税金資産の（コ）を関連する委員会報告等に基づいて検討する。
- ⑪ （サ）と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異を原因分析する。
- ⑫ 税効果会計に関する注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
- ⑬ 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

1. 会計事実、	2. 納付書、	3. 法定実効税率、	4. 税務署、	5. 監査計画、
6. 監査手続、	7. 回収可能性、	8. 前期比較、	9. 会計方針、	
10. 監査調書、	11. 過年度法人税等、	12. 経理規程、	13. 法人税等調整額、	
14. 繰越記帳、	15. 勘定分析、	16. 別表、	17. 繰延税金資産、	
18. 異常項目、	19. 課税所得、	20. 経営者、	21. 正当な理由	

**問** 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号）に基づき、下記の税金に関して、納付先A及びBには適切な語句を記入しなさい。  
また、P/L（損益計算書）における表示については、下記の語群ア～オより選択し、記号で答えなさい。

税金の種類	納付先	P/Lの表示
法人税（国税）	国	(C)
住民税（地方税）均等割	都道府県・市町村	(D)
事業税（地方税）資本割	(A)	(E)
地方法人特別税（国税）	(B)	(F)

語群

ア. 法人税、住民税及び事業税    イ. 販売費及び一般管理費    ウ. 営業外費用  
エ. 特別損失    オ. 未払法人税等

**問** 以下の文において、正しいものには○、誤っているものには×をつけ、誤っている場合には誤りの語句とそれを修正した語句を書きなさい。

- (1) 内国法人からの受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税のうち、法人税法等に基づき税額控除の適用を受けない税額は、損益計算書の特別損失として表示する。
- (2) 中間申告には、(a) 前年度の確定税額の6か月換算額で申告する方法(確定申告)と、(b) 中間申告の対象となる期間を1つの事業年度とみなし、当該期間の仮決算を行って中間納付額を計算する方法がある。
- (3) 法人税等(地方法人税を含む)の確定申告と納税は、原則として期末日の翌日から2か月以内に行うが、監査人の監査を受けなければならない場合などでは、国税庁長官の承認により確定申告書の提出期限を1か月間延長することができる。
- (4) 地方法人特別税は、平成31年(令和元年)10月1日以後に開始する事業年度から廃止される。

**問** 消費税の会計処理について(日本公認会計士協会「消費税の会計処理について(中間報告)」に関する以下の文において、( )内に適当な語句を補充しなさい。

- (1) 会計処理については、(ア )方式を採用することが適当である。ただし非課税取引が主要な部分を占める会社等合理性がある場合には(イ )方式を採用することができる。
- (2) 損益計算書上の表示については、(ア )方式における(ウ )外消費税及び(イ )方式における(エ )すべき消費税は原則として販売費及び一般管理費の(オ )勘定で表示する。ただし、金額に重要性がある場合には、販売費及び一般管理費の(カ )勘定で表示する。
- (3) 貸借対照表上の表示については、未払消費税等(または未収消費税等)として表示する。ただし、金額に(キ )がない場合には、未払金(または未収金)に含め表示することが(ク )。
- (4) 還付消費税は原則として営業外収益の(ケ )勘定等で表示する。ただし、金額に重要性がある場合には、営業外収益の(コ )勘定で表示する。

**問** 税効果会計について、以下の文中の( )のうち適当な語句を記入しなさい。

- (1) 一時差異には、「将来(ア )一時差異」と、「将来(イ )一時差異」とがある。「将来(ア )一時差異」は、差異が生じたときに(ウ )の計算上加算され、将来、当該差異が解消するときに(ウ )の計算上(エ )算されるものである。
- (2) 一時差異等には、「税務上の(オ )」のほか、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等が含まれる。「税務上の(オ )」は、その発生年度の翌期以降で、(カ )期限切れとなるまでの期間に(ウ )を減額することができる。
- (3) 会計上、(キ )として計上された交際費のうち、(ウ )計算において、永久に税務上の(ク )に算入されないものは、将来において、課税所得を減額させる効果を有さないため、一時差異等には該当しない。
- (4) 「将来(イ )一時差異」の例示として、(ケ )方式による租税特別措置法上の諸準備金や、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差(コ )が挙げられる。

**問** A株式会社（以下 会社）の×1年3月期の期末監査において、あなたは税効果の監査を担当することになった。下記の【情報】（（表1）を含む）をもとに各項目（注記を含む）の空欄を補充しなさい。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」企業会計基準第28号（平成30年2月16日）適用前の開示を前提とする。また、会社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における、（分類2）に該当する企業であると判断されている。

**【情報】**

- 1) 会社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における（分類2）に該当する企業である。
- 2) 会社の税引前当期純利益は500百万円であった。
- 3) 当期中の交際費の損金不算入額は、10百万円である。
- 4) 将来減算一時差異の増減明細は、（表1）のとおりである。
- 5) 会社が保有するその他有価証券に係る評価差額金は、前期末100百万円の含み益であり、当期末現在80百万円の含み益である。
- 6) 当期中のその他有価証券の売買取引はない。
- 7) 当期に計上した未払法人税は125百万円、未払住民税は33百万円（うち、均等割7百万円）である。
- 8) 法人税、住民税及び事業税の中間納付はなかったものとする。
- 9) 税務上の繰越欠損金はない。
- 10) 法定実効税率は、前期末及び当期末以降とも30%で変更が無いものとする。

（表1）＜将来減算一時差異の増減明細＞

	2018/3	発生	解消	2019/3	備考
賞与引当金	300	350	-300	350	
退職給付引当金	1,500	180	-200	1,480	
棚卸資産評価損	100	-	-100	-	
投資有価証券評価損	-	90	-	90	( * 1 )
減損損失（土地）	70	30	-	100	( * 2 )
未払事業税（所得割）	20	16	-20	16	

（\*1）非上場株式の減損である。来期、他社へ売却することが取締役会決議で承認済み。

（\*2）収益性が低下した土地について前期、さらに当期に減損。当該土地の処分予定は未定。

（1）課税所得の算定

＜別表四より抜粋＞

税引前当期純利益	500
加算	
（①）損金不算入	10
賞与引当金	350
退職給付引当金	（②）
棚卸資産評価損否認	-
投資有価証券評価損否認	90
減損損失否認	（③）
未払事業税（所得割）	16
減算	
賞与引当金	-300
退職給付引当金	-200
棚卸資産評価損認容	（④）
投資有価証券評価損認容	-
減損損失認容	-
未払事業税（所得割）認容	-20
課税所得	（⑤）

(2) 注記（繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳）

	2018/3/31	2019/3/31
繰延税金資産		
賞与引当金	90	105
退職給付引当金	450	444
棚卸資産評価損	30	-
投資有価証券評価損	-	27
減損損失（土地）	21	30
未払事業税（所得割）	6	5
繰延税金資産小計	597	611
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	( ⑥ )
評価性引当額小計	-21	( ⑥ )
繰延税金資産合計	576	( ⑦ )
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-30	( ⑧ )
繰延税金負債合計	-30	( ⑧ )
繰延税金資産の純額	546	( ⑨ )

(3) 損益計算書

税引前当期純利益	500
法人税、住民税及び事業税	174
法人税等調整額	( ⑩ )
当期純利益	( ⑪ )

(4) 注記（法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳（なお、割合は%で表示し、少数第2位まで記載すること。））

法定実効税率	30.00%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	( ⑬ ) %
住民税均等割	( ⑭ ) %
( ⑫ ) の増加額（減損損失）	( ⑮ ) %
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	<u>33.80%</u>



**問** α株式会社(以下「会社」という)の期末監査において、あなたは税効果の監査を担当することになった。以下の問に答えなさい。

なお、解答するに当たり「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号)、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)及び本問の<参考資料>を考慮すること。それ以外を推論する必要はない。

- (1) 過去の業績が不安定ではあるものの、少なくとも翌期以降5年の一時差異等加減算前課税所得を見積もることができると会社は合理的な根拠で示すことができるとして、繰延税金資産の回収可能性を(分類3)とした場合、解答用紙に記載の項目に関するX1年3月期繰延税金資産の内訳及び評価性引当額を答えなさい。
- (2) 当期に発生した製品の品質事故の影響により、当期末において重要な税務上の欠損金(800百万円)が発生し、検討の結果、繰延税金資産の回収可能性に関わる会社分類を(分類4)とした場合、X1年3月期繰延税金資産の金額を答えなさい。なお、28項、29項の適用はされず、分類2又は3に該当するものとして取り扱われていない。
- (3) 会社の担当者より、X2年3月期の課税所得の見積額には、工場駐車場の一部を売却することによる売却益100百万円が含まれているとの説明があった。会社分類を(分類4)とした場合、監査上、どのような検討が必要となるか。解答用紙の空欄を埋めなさい。

<参考資料>

業 種：化学工業  
 決 算 期：X1年3月31日  
 上 場：東証1部  
 資 本 金：3,500百万円、純資産：5,000百万円  
 法定実効税率：X0年3月期30%

なお、X1年3月期における税法の改正等はない。

欠 損 金：税務上の欠損金の繰越控除限度額 所得の100%

会 社 区 分：「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従って適用する(上記問題の分類に従う)。

タックスプランニング：スケジュールリングを行う上で該当する項目はない。

将来減算一時差異の増減明細：

(単位：百万円)

項目	X0年3月期	X1年3月期		
	期末残高	発生	減少	期末残高
賞与引当金	80	90	80	90
退職給付引当金	880	90	70	900
貸倒引当金	30	-	-	30
棚卸資産	-	70	-	70
投資有価証券評価損	-	50	-	50
減損損失(土地)	-	120	-	120
減損損失(建物)	-	70	-	70
未払事業税	70	80	70	80
合計	1,060	570	220	1,410

一時差異等加減算前課税所得※：

(単位：百万円)

X2年3月期	X3年3月期	X4年3月期	X5年3月期	X6年3月期	X7年3月期	X8年3月期
910	800	795	820	825	825	825

※「一時差異等加減算前課税所得」とは、将来の事業年度における課税所得の見積額から、当該事業年度において解消することが見込まれる当期末に存在する将来加算(減算)一時差異の額(及び該当する場合は、当該事業年度において控除することが見込まれる当期末に存在する税務上の繰越欠損金の額)を除いた額をいう。

勘定科目の個別事項：

- ①賞与引当金 X1年3月期決算において、X2年度の夏季賞与分として引当(90百万円)計上した(なお、当賞与支給日は、X2年6月10日である)。また、X0年3月期末に計上の賞与引当金80百万円は、X1年度の夏季賞与として全額支給済みである。
- ②退職給付引当金 X1年3月期における退職給付費用90百万円は有税処理となり、退職者に対する支給額70百万円は、退職給付引当金から取崩した。なお、X2年3月期以降の退職給付引当金は、毎期70百万円/年ずつ解消するものとする。
- ③貸倒引当金 長期未回収の売掛金について、X0年3月期に残債権の全額30百万円に貸倒引当金を計上した。当期に当該債権について、回収の目途はたっていない。
- ④棚卸資産 X1年3月期決算において、会社の定めた基準に従い、長期滞留在庫に対して評価損を有税で計上した。そのうち、評価損40百万円相当分は、X2年3月期中に廃棄処分することが取締役会で承認されている(X1年3月31日付)が、残りの在庫については、売却あるいは処分を行う方針が決定されていない状況である。
- ⑤投資有価証券 X1年3月期決算において、非上場会社の2銘柄が投資価値の50%超の下落を示しかつ回復の可能性が不明であることから、評価損を有税で計上した。ただし、X銘柄30百万円については、X2年3月期中に売却することが譲受先と確約されており、取締役会の承認を得ている(X1年3月31日付)。Z銘柄20百万円については、将来売却をする見込みは立っていない。
- ⑥土地 X1年3月期において、保有土地の1つが遊休資産となったため、減損損失を計上した。この土地については、将来売却をする見込みは立っていない。
- ⑦建物 X1年3月期において、工場の建物について減損損失を計上した。なお、X2年3月期以降、減価償却により、毎期10百万円/年ずつ解消するものとする。
- ⑧未払法人税等 X1年3月期決算において未払法人税等は、翌期に納付予定であり、X0年3月末における未払法人税等は全額X1年3月期中に納付済みである。また、中間納付は無いものとする。

**問** 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を踏まえて、以下(1)～(2)の間に答えなさい。

- (1) 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いにおいて(分類4)に該当する企業が満たすべき要件について、解答用紙に従い記述しなさい。
- (2) 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いにおいて(分類4)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性の判断方法について、解答用紙に従い記述しなさい。

**問** 連結の範囲の妥当性に係る監査手続は( ① )性の検証が最も重要であるとされている。①にあてはまる文言とその検証が最も重要であるとされる理由を述べなさい。

**問** 監査・保証実務委員会実務指針第52号において、子会社及び関連会社の範囲に係る網羅性の検討をする際の監査上の留意点として列挙している項目を3つ挙げなさい。

**問** 「連結の範囲」に関して実施する監査手続を5つ挙げなさい。

**問** 非連結子会社の選定に当たっては、資産や売上等の額の小さいものから機械的に順次選定するのではなく、個々の子会社の特性や算式で計量できない要件も考慮するものとされている。監査・保証実務委員会実務指針第 52 号において、原則として非連結子会社とすることができない子会社として例示されている会社を 4 つ挙げなさい。

**問** 以下の前提に基づき、①（X 1 年末の）資本連結手続上、資産及び負債の時価評価額と簿価との差額に係る税効果仕訳と、② X 6 年末に追加で認識すべき税効果仕訳を答えなさい。

- (1) 親会社は X 1 年末に A 社株式の 100% を 650,000 千円で取得した。取得時の A 社（国内会社）の純資産（簿価）は 600,000 千円であり、20,000 千円の含み益（評価差額）を有している。当該含み益は、A 社株式の売却時まで実現しないものと仮定する。
- (2) A 社から配当金を受領しても、親会社において追加税金は発生しない（受取配当金の益金不算入）。
- (3) 取得時剰余金は 400,000 千円、取得後剰余金は 140,000 千円とする。なお、のれんの償却は 10 年で償却。
- (4) 親会社は X 6 年に A 社株式の 30% を売却する意思を固め、X 7 年に 300,000 千円で売却するものと仮定する。
- (5) 親会社に適用される法定実効税率は 30% とする。

**問** 以下の前提に基づき、X 1 年末における B 社の留保利益の税効果仕訳を答えなさい。

- (1) 親会社は、在外子会社（B 社）に対し、その設立時より資本金の全額を出資している。投資金額は、30,000 千円である。
- (2) X 1 年末現在の B 社の剰余金は 200 千ドル（円貨ベースで 20,000 千円）であり、配当金として受け取る。
- (3) 計算の便宜上、B 社からの配当送金に当たり、配当金に外国源泉所得税 10% が課されるものとする。これにより、親会社における追加法人税等は配当等の益金不算入となる部分 95% を控除した 5% に親会社の法定実効税率 30% を乗じた 1.5% と、損金不算入となる 10% を合計し、配当金に対して 11.5% と見込まれる。

**問** 実務対応報告 18 号（最終改正平成 30 年 9 月 14 日）において、在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとされている。しかし、重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当該在外子会社等の会計処理を修正しなければならない項目がある。当該項目と修正内容をすべて挙げなさい。但し、平成 30 年改正で追加された資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を除くものとする。

**問** P社（3月31日決算）は、X1年4月1日にS社（3月31日決算）株式70%を950で取得し、子会社とした。S社の取得日直前における個別貸借対照表は以下のとおりである。

X1年3月31日

流動資産	300	負債	200
土地	600	資本金	100
		資本剰余金	100
		利益剰余金	500
合計	900	合計	900

(1) S社株式取得時のS社が保有する土地の時価は900であった。その他の資産及び負債については、時価と帳簿価額は等しいものとする。P社はS社ののれんを10年で償却することとした。なお、税効果は考慮外とし、のれんに減損の兆候はなかったものとする。

P社のX2年3月期の連結財務諸表におけるのれんの償却額及びのれんの期末残高を答えなさい。

(2) その後、P社は、X2年4月1日にS社株式10%を150で追加取得した。S社の追加取得日直前における個別貸借対照表は以下のとおりである。

P社のS社株式追加取得による連結仕訳における資本剰余金の増減額（資本剰余金の増加の場合はプラス、資本剰余金の減少の場合はマイナス表示）を答えなさい。

X2年3月31日

流動資産	400	負債	200
土地	600	資本金	100
		資本剰余金	100
		利益剰余金	600
合計	1,000	合計	1,000

**問** 連結財務諸表上の税効果会計に関して、子会社へ投資を行った時点では、親会社における投資の連結貸借対照表上の価額（子会社資本の親会社持分額と資産の部に計上されたのれんとの合計額）は、付随費用の額を除き、個別貸借対照表上の簿価と一致し、親会社にとって、子会社への投資にかかる一時差異は生じない。

しかしながら、子会社への投資後においては、一時差異が生じることがあるが、子会社への投資に係る一時差異の発生要因として考えられるものを3つ挙げなさい。また、その一時差異の解消事由についても合わせて答えなさい。

**問** 以下の文章を読み、日本基準を前提に正しければ○を、誤りがあれば×を解答欄に記入しなさい。また、×の場合には、誤りの箇所と正しい記述を答えなさい。

- (1) 負ののれんが生じると見込まれる場合には、まず、全ての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、それでもなお負ののれんが生じる場合には、原則としてその計上後 20 年以内の期間において、実態に基づいた適切な償却期間を決定しなければならない。
- (2) 在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。ただし、それらの場合であっても、一部の項目については、重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上在外子会社の会計処理を修正しなければならない。
- (3) 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異については、一定の要件を満たす場合を除き、原則として、連結決算手続上、繰延税金資産を計上する。
- (4) 未実現利益の消去に係る繰延税金資産を計上するにあたっては、その回収可能性を判断しない。また、繰延税金資産の計上対象となる当該未実現利益の消去に係る将来減算一時差異の額については、売却元の連結会社の売却年度における課税所得の額を上限とする。
- (5) 子会社の欠損のうち、当該子会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、子会社の欠損の負担について株主間の合意がなければ、当該超過額は親会社の持分に負担させる。

**問** 企業会計基準第 17 号「セグメント情報等開示に関する会計基準」に従い、以下の問に答えなさい。

- (1) 基本原則に関して、以下の空欄①～⑦にあてはまる適切な語句を答えなさい。

セグメント情報等の開示は、( ① ) が、企業の ( ② ) の業績を理解し、将来の ( ③ ) の予測を適切に ( ④ ) できるように、企業が行う様々な ( ⑤ ) の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な ( ⑥ ) を提供するものでなければならない。

本会計基準は、企業又はその特定の事業分野について、その ( ⑤ ) の内容及びこれを行う経営環境を ( ① ) が理解する上で有用な ( ⑥ ) を、本会計基準に定める事項に加えて開示することを ( ⑦ ) 。

- (2) 報告セグメントの集約基準に関して、以下の空欄⑧～⑬にあてはまる適切な語句を語群から選び、選んだカタカナを答えなさい。
1. 複数の事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する ( ⑧ ) と整合していること
  2. 当該事業セグメントの ( ⑨ ) 特徴が ( ⑩ ) 類似していること
  3. 当該事業セグメントの次の ( ⑪ ) の要素が ( ⑩ ) 類似していること
    - ① 製品及びサービスの内容
    - ② 製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法
    - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
    - ④ 製品及びサービスの販売方法
    - ⑤ 銀行、保険、公益事業等のような ( ⑫ ) に特有の ( ⑬ )

**【語群】**

ア 業種	イ 取引条件	ウ 一部	エ 完全に	オ 基本原則
カ 会計基準	キ 地理的	ク 概ね	ケ 経済環境	コ すべて
サ 経済的	シ 規制環境	ス 外観的		



問 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」に従い、以下の間に答えなさい。

- (1) 関連当事者の開示の趣旨を記述しなさい。
- (2) 開示対象となる関連当事者との取引の範囲につき、以下の空欄①～⑥にあてはまる適切な語句を答えなさい。
  1. 会社と関連当事者との取引のうち、( ① ) 取引を開示対象とする。連結財務諸表においては、連結会社と関連当事者との取引を開示対象とし、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は開示対象外とする。
  2. ( ② ) 取引や低廉な価格での取引については、( ③ ) 間取引であったと仮定した場合の金額を見積った上で、( ④ ) の判断を行い、開示対象かどうかを決定する。
  3. 関連当事者との取引のうち、以下の取引は、開示対象外とする。
    - (1) ( ⑤ ) による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
    - (2) ( ⑥ ) に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

問 現行制度のセグメント情報等は、「マネジメント・アプローチ」が基本概念として採用されています。そこで、マネジメント・アプローチとはどのような考え方なのかを簡潔に説明してください。

問 下記の表は、現行制度前のセグメント情報と現行制度のセグメント情報等を対比したものです。

下記表の空欄 A ～ C にあてはまる文言を記述して下さい。

項目	現行制度前のセグメント情報	現行制度のセグメント情報等
基本概念	連結財務諸表を分解した情報	マネジメント・アプローチ
基本原則	事業の多角化、経済活動の国際化に伴い、連結財務諸表を補完する役割を有する。	財務諸表利用者が、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A</span> を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。
開示範囲	連結財務諸表	連結財務諸表または個別財務諸表
開示項目	①事業の種類別セグメント情報 ②所在地別セグメント情報 ③海外売上高	①セグメント情報 ②セグメント情報の関連情報 ③ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">B</span> に関する報告セグメント別情報 ④のれんに関する報告セグメント別情報
測定方法	財務諸表と同一の会計処理の原則及び手続に準拠して作成される。	財務諸表を作成するために採用する会計処理の原則及び手続は求めない。
報告される利益	営業損益等	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">C</span> に報告される金額に基づき、特定の段階利益を指すものではない。

問 企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の第6項では、事業セグメントの要件が記載されています。この要件について、以下の空欄 **A** ~ **D** にあてはまる文言を記述してください。

【企業会計基準第17号 第6項】

事業セグメントの定義

6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) **A** を稼得し、**B** が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する **A** 及び **B** を含む。）
- (2) 企業の **C** が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- (3) **D** を入手できるもの

問 企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、報告セグメントの決定の要件として集約基準の他、量的基準を3項目設けています。この3項目の量的基準について、箇条書きで記載して下さい。

問 下記は、平成30年3月期の上場会社H社の有価証券報告書（一部抜粋）です。本報告書の記載内容について、以下の空欄 **A** ~ **K** にあてはまる文言及び数値を記述してください。

【H社の平成30年3月期の有価証券報告書】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	208,295	255,102
受取手形及び売掛金	449,434	475,522
未収運賃	39,914	48,217
有価証券	79,000	60,000
たな卸資産	51,360	62,512
繰延税金資産	43,025	51,477
その他	46,081	52,065
貸倒引当金	△1,485	△1,521
<b>流動資産合計</b>	<b>915,625</b>	<b>1,003,376</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	3,260,299	3,362,214
機械装置及び運搬具（純額）	712,003	726,158
土地	2,013,899	2,020,741
建設仮勘定	286,275	319,903
その他（純額）	70,282	71,727
<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,342,759</b>	<b>6,500,745</b>
無形固定資産	119,269	112,499
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	263,322	287,544
繰延税金資産	204,593	176,609
その他	66,289	67,868
貸倒引当金	△745	△968
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>533,354</b>	<b>530,857</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>6,995,489</b>	<b>7,144,299</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,911,114</b>	<b>8,147,676</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 30 年 3 月 31 日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,834	59,536
短期借入金	116,830	119,707
1年内償還予定の社債	159,899	164,999
未払消費税等	19,513	22,316
未払法人税等	55,638	64,712
賞与引当金	73,155	76,544
その他	865,519	926,539
流動負債合計	1,337,390	1,434,356
固定負債		
社債	1,680,074	1,605,134
長期借入金	929,541	964,138
災害損失引当金	16,163	2,688
退職給付に係る負債	641,394	601,163
その他	631,196	655,641
固定負債合計	3,898,370	3,828,767
負債合計	5,235,761	5,263,124
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金	96,811	96,729
利益剰余金	2,298,925	2,496,074
自己株式	△5,161	△5,457
株主資本合計	2,590,575	2,787,347
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52,940	63,338
繰延ヘッジ損益	1,846	730
土地再評価差額金	△473	△473
退職給付に係る調整累計額	8,530	8,387
その他の包括利益累計額合計	62,844	71,983
非支配株主持分	21,933	25,222
純資産合計	2,675,353	2,884,552
負債純資産合計	7,911,114	8,147,676

## ② 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)
営業収益	2,880,802	2,950,156
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	1,852,221	1,891,897
販売費及び一般管理費	562,271	576,963
営業費合計	2,414,492	2,468,860
営業利益	466,309	481,295
営業外収益		
受取利息	62	55
受取配当金	3,880	4,963
持分法による投資利益	2,056	5,141
雑収入	14,260	17,707
営業外収益合計	20,260	27,868

営業外費用		
支払利息	70,258	64,733
物品売却損	198	165
雑支出	3,801	4,295
営業外費用合計	74,258	69,194
経常利益	412,311	439,969
特別利益		
固定資産売却益	53,013	29,162
その他	1,721	1,643
特別利益合計	54,735	30,806
特別損失		
固定資産売却損	33,640	33,563
I	6,604	4,176
耐震補強重点対策関連費用	17,391	8,942
その他	11,143	8,500
特別損失合計	62,781	49,181
税金等調整前当期純利益	404,266	421,594
法人税、住民税及び事業税	111,481	114,455
法人税等調整額	13,350	15,649
法人税等合計	124,831	130,104
当期純利益	279,434	291,489
非支配株主に帰属する当期純利益	1,509	2,532
親会社株主に帰属する当期純利益	277,925	288,957

## 【セグメント情報】

### 1 A の概要

当社は、「運輸事業」、「流通・サービス事業」、「不動産・ホテル事業」の3つをAとしており、各Aは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「運輸事業」は、鉄道事業を中心とした旅客運送事業のほか、旅行業、清掃整備業、駅業務運営業、設備保守業、鉄道車両製造事業および鉄道車両メンテナンス事業等を展開しております。「流通・サービス事業」は、小売・飲食業、卸売業、貨物自動車運送事業および広告代理業等の生活サービス事業を展開しております。「不動産・ホテル事業」は、ショッピングセンターの運営事業、オフィスビル等の貸付業およびホテル業等の生活サービス事業を展開しております。

### 2 A ごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における会計処理の方法と概ね同一であります。なお、A間の取引は、連結会社間の取引であり、市場価格等に基づいております。

3  ごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

(考査上記載省略)

当連結会計年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

	<input type="text" value="B"/> (百万円)	流通・サー ビス事業 (百万円)	不動産・ホ テル事業 (百万円)	その他 (注) 1 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (注) 2 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (注) 3 (百万円)
売上高							
外部顧客への売上高	2,017,876	514,962	340,144	77,172	2,950,156	—	<input type="text" value="C"/>
セグメント間の内部 売上高又は振替高	85,663	68,485	19,805	153,052	327,007	△327,007	—
計	2,103,540	583,447	359,950	230,225	3,277,164	△327,007	<input type="text" value="C"/>
セグメント利益	340,412	38,998	80,986	22,588	482,985	△1,690	481,295
<input type="text" value="D"/>	6,501,620	351,810	1,318,453	1,019,599	9,191,483	△1,043,807	<input type="text" value="E"/>
その他の項目							
減価償却費	280,811	15,297	41,299	30,589	367,997	—	367,997
有形及び無形固定資産 の増加額 (注) 5	454,492	19,276	88,936	17,801	580,507	—	580,507

(注)

- 「その他」の区分は、 に含まれない  セグメント等であり、クレジットカード事業等の I T ・ S u i c a 事業、情報処理業等を含んでおります。
- セグメント利益の調整額△1,690 百万円には、固定資産およびたな卸資産の未実現損益の消去額△1,256 百万円、セグメント間取引消去△393 百万円などが含まれております。また、セグメント資産の調整額△1,043,807 百万円には、セグメント間債権債務消去等△1,367,040 百万円、各  に配分していない全社資産 323,233 百万円が含まれております。
- セグメント利益は、連結損益計算書の  と調整を行っております。
- ごとの負債は、経営資源の配分の決定および業績評価に使用していないため、記載しておりません。
- 有形及び無形固定資産の増加額には、工事負担金等による固定資産の増加額が含まれております。

【関連情報】

- 製品及びサービスごとの情報  
前連結会計年度および当連結会計年度については、製品及びサービスの区分が  区分と同一であるため、記載を省略しております。
- (1) 売上高  
前連結会計年度および当連結会計年度については、本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90% を超えるため、記載を省略しております。  
(2) 有形固定資産  
前連結会計年度および当連結会計年度については、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。
- 主要な顧客ごとの情報  
前連結会計年度および当連結会計年度については、外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10% 以上を占める相手先がないため、記載はありません。



【  ごとの固定資産の  に関する情報】

前連結会計年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)  
( 考査上記載省略)

当連結会計年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

	<input type="text" value="B"/> (百万円)	流通・サービス事業 (百万円)	不動産・ホテル事業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
<input type="text" value="I"/>	340	2,724	1,111	0	<input type="text" value="J"/>

【  ごとの  の償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度および当連結会計年度については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【  ごとの負の  発生益に関する情報】

前連結会計年度および当連結会計年度については、該当事項はありません。

**問** 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」は、関連当事者の開示について、その内容を定めることを目的とするものですが、その中で関連当事者の開示の趣旨が記載されています。その関連当事者の開示の趣旨について、記載して下さい。

**問** 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」によれば、関連当事者は、法人又は個人の別、支配又は被支配の別、影響力の度合などに基づき、4 つのグループに区分されます。この 4 つのグループを箇条書きで記載して下さい。

**問** 「関連当事者との取引」の定義について、以下の文章の空欄  ～  にあてはまる文言を記述して下さい。

「関連当事者との取引」とは、「  」(連結財務諸表上は連結会社をいい、個別財務諸表上は  財務諸表作成会社いう。)と関連当事者との取引をいい、対価の有無にかかわらず、資源若しくは債務の移転、又は役務の提供をいう。また、関連当事者が  のために「会社」との間で行う取引や、「会社」と  との間の取引で関連当事者が当該取引に関して「会社」に重要な影響を及ぼしているものを含む。

**問** 以下のケースについて、関連当事者との取引として開示が必要となるかどうか、を理由と共に記述して下さい。開示が必要となる場合は「○」を、開示が必要とならない場合は「×」を判定欄に記述して下さい。なお、開示は連結財務諸表ベースでの開示で考えてください。( 単体開示は度外視してください。)

- (1) 会社と連結子会社との取引
- (2) 期末に取得したため、貸借対照表のみ連結している子会社との間の損益取引 (なお、当該子会社は、期末前においても関連当事者であったとする。)
- (3) 連結財務諸表作成会社の役員 (代表取締役) が子会社の役員を兼務しており、当該役員がその子会社から 3 百万円の借入をしている場合 (これ以外の取引はないものと考えてよい。)

**問** 関連当事者については、関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別並びにその開示に係る網羅性に関しては、特に重要な虚偽表示のリスクの程度が高い場合があります。監査人が、関連当事者の存在の情報の網羅性に関して実施しなければならない監査手続について、知るところを1項目記載して下さい。

**問** 以下の空欄に入る言葉を以下の語群から選択し、番号で回答して下さい。

・実査とは、資産の( ① )、( ② )、( ③ )を確かめる監査手続をいう。実査を行うときは( ④ )と( ⑤ )に注意すべきである。

(語群)

1. 同時性 2. 実在性 3. 数量 4. 保管状態 5. 計画性

**問** 被監査会社の資産ではないものが金庫にあった場合、金券類の不正防止の牽制に必要な条件としてチェックする項目を3点挙げなさい。

**問** 取引銀行に対して残高確認の手続を実施するにもかかわらず、預金通帳や預金証書の実査を行う理由を3点述べなさい。

**問** 監査チームは、今期の期末監査では、監査時間の都合もあって、東京(本社)しか実査を実施しなかった。それで良いのか説明して下さい。

全社集計表(現金預金)

単位：百万円

	東京本社	大阪支店	名古屋支店	全社(計)
現金	(実査対象) 20	10	10	40
定期預金	(実査対象) 1,000	-	-	1,000
普通預金	100	60	40	200
(計)	1,120	70	50	1,240

※普通預金は全件残高確認状を発送した。

問 次のイ・ロ・ハ・ニは、何か推定しなさい。【決算日への遡及】

会社名 世界物産株式会社  
 監査項目 現金 (実査補完、フォロー・アップ)

調書No.	A 2
作成者	T. Y.
作成日	4/5

対象年度 2019/3

Source : 現金出納帳の記録

日付	適 要	入金	出金	残高
3.31	期末残高			1,100,000 A1 期末残高
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				
4.1	前期繰越			1,100,000
4.3	文房具購入		5,000 α β	1,095,000
	鉄くず売却代金(雑収入)	3,000 イ		1,098,000
	電気設備一式(田代商会)		117,505 ロ α β	117,505
	現金売上、東京産業	5,000,000 γ		5,117,505
	交通費精算(営業2課)		85,000 α β	5,032,505
ハ	消耗品費(写真代)56ST. .....		5,000 α β	5,027,505
		5,003,000	1,075,495	

A51 現金実査金額

チェックマークのイ

- α ; 「請求書」とチェック
- β ; 「領収書」とチェック
- γ ; 「領収証」(ニ)4.3 とチェック

問 棚札方式の場合において、以下の現地棚卸手順を順序通りに解答用紙に記載しなさい。  
 なお、答案用紙の i) から viii) が順序となっている。

(番号)

1. カウントした数・品質を棚札に記入、2. 現場の整理・整頓、3. 棚札の回収、
4. カウントの網羅性の検討、5. 棚卸実施要領の作成、6. カウントの実施、
7. 集計作業、8. 現場作業の停止

**問** 棚札方式を前提に、棚卸立会に関する次の①から⑦について、実施した場合に最も関連性が高いものを以下の語群から選択し、番号で回答しなさい。

- ① テスト・カウントの結果
- ② 棚札統制状況
- ③ 期末日前後の入庫・出庫データ
- ④ 預かり品
- ⑤ 不良品の情報
- ⑥ 倉庫内見取り図
- ⑦ 実地棚卸指示書

(語群)

- 1. 仕入・売上計上の期間帰属、2. 正確性、3. 棚卸資産の評価の妥当性、
- 4. 売上済み預かり品・仕入れ未検収品、5. 内部統制、6. 網羅性、
- 7. 配置や固定資産情報

**問** 以下の記載が正しいければ○、誤りであれば×で回答しなさい。

確認状には、その回答の入手方法からみて2種類のものがある。①問合せ結果が一致して  
いようがいまいがとにかく返事が欲しいという「積極的確認」、と、②間違っていたとき  
だけは返事をくださいという「消極的確認」、の2つである。

**問** 通常、確認は「積極的確認」で実施されるが、理由を述べなさい。

**問** 確認状は強力な外部監査証拠が得られるが、弱点もある。3点挙げなさい。

**問** 確認状が返ってこない場合の対処法は3段階方式である。以下の語群から選択し、番号で  
回答しなさい。

- ステップ 1.
- ステップ 2.
- ステップ 3.

(語群)

- 1. 再発行する、2. 督促する、3. 代替手続で処理する

**問** 売掛金の確認について、代表的な代替手続を2つ説明しなさい。

**問** 銀行確認状は項目のみを記載し、銀行側に金額、条件等について記載を依頼するが、その  
理由を答えなさい。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning